

平成24年度

浄化槽行政に関する調査結果

平成25年3月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 浄化槽推進室

平成24年度 浄化槽行政に関する調査結果 目次

	頁
1. 浄化槽設置整備事業の実施状況	1
2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	4
3. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	8
4. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	9
5. 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況	11
6. 市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況	12
7. 浄化槽設置整備事業実施の区域の別	13
8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況	14
(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	14
(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	16
(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)	19
9. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の状況	21
(1) 補助を実施している市町村名	21
(2) 都道府県による補助制度の概要	23
10. 維持管理組織の整備状況	25
(1) 維持管理組織を有する市町村名	25
(2) 維持管理組織の概要(参考事例)	26
11. 一括契約の実施状況	29
(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名	29
(2) 一括契約の概要(参考事例)	31
12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	36
13. 浄化槽管理者講習会の実施状況	46
14. 放流水域に対する規制について	48
公共用水域に放流する場合	48
農業用水路に放流する場合	50
道路側溝に放流する場合	52
地下浸透させる場合	54
蒸発散させる場合	57
その他の放流方法	58
15. 浄化槽休止に関する取り扱い状況	59
(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	59
(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況	60
16. 浄化槽の法定検査実施の把握状況について	61
17. 災害時等における協定締結状況	63

1. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成24年12月末現在)

その1

都道府県名	市町村数	平成24年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成25年度事業新規実施予定市町村名
北海道	81	夕張市、岩見沢市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、札幌市、江別市、小樽市、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、共和町、室蘭市、伊達市、白老町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、函館市、松前町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、今金町、旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、稚内市、浜頓別町、北見市、紋別市、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、大空町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路市、浜中町、鶴居村、別海町、羅臼町、芦別市、苫小牧市、礼文町、雄武町、壮瞥町、奥尻町、乙部町、根室市	北海道	2	赤平市、北広島市
青森県	26	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町	青森県	0	
岩手県	28	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	岩手県	0	
宮城県	15	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、村田町、柴田町、川崎町、亘理町、山元町、松島町、利府町、富谷町、涌谷町、美里町、南三陸町	宮城県	0	
秋田県	21	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、上小阿仁村、にかほ市	秋田県	1	八峰町
山形県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	山形県	0	
福島県	44	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、川内村、新地町、飯館村、いわき市	福島県	1	泉崎村
茨城県	38	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	茨城県	0	
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	栃木県	0	
群馬県	25	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬県	0	
埼玉県	46	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀨町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	埼玉県	2	八潮市、三郷市
千葉県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	千葉県	0	
東京都	10	青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	東京都	0	
神奈川県	24	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	神奈川県	1	清川村

1. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成24年12月末現在)

その2

2

都道府県名	市町村数	平成24年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成25年度事業新規実施予定市町村名
新潟県	19	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町	新潟県	0	
富山県	12	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、朝日町	富山県	0	
石川県	7	金沢市、小松市、加賀市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町	石川県	0	
福井県	13	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町、若狭町	福井県	0	
山梨県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町	山梨県	0	
長野県	59	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小川村	長野県	1	平谷村
岐阜県	37	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、輪之内町、揖斐川町、大野町、池田町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、関市、美濃市、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市	岐阜県	1	北方町
静岡県	33	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町	静岡県	0	
愛知県	42	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村	愛知県	0	
三重県	21	桑名市、四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町	三重県	0	
滋賀県	13	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町、竜王町、多賀町	滋賀県	0	
京都府	18	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京都府	0	
大阪府	12	貝塚市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村、柏原市	大阪府	0	
兵庫県	28	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、神河町、市川町、福崎町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	兵庫県	0	
奈良県	20	奈良市、十津川村、天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、平群町、曽爾村、御杖村、高取町、吉野町、下市町、下北山村、東吉野村、生駒市、斑鳩町、大淀町、川上村	奈良県	0	
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	和歌山県	0	
鳥取県	13	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町、日野町、江府町	鳥取県	1	北栄町
島根県	10	浜田市、出雲市(斐川町含む)、益田市、大田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町、隠岐の島町	島根県	0	

1. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成24年12月末現在)

その3

都道府県名	市町村数	平成24年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成25年度事業新規実施予定市町村名
岡山県	22	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	岡山県	0	
広島県	19	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	広島県	0	
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	山口県	0	
徳島県	24	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	徳島県	0	
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	香川県	0	
愛媛県	15	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町	愛媛県	0	
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	高知県	0	
福岡県	49	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	福岡県	1	福岡市
佐賀県	16	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	佐賀県	0	
長崎県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町	長崎県	0	
熊本県	37	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	熊本県	0	
大分県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	大分県	0	
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	宮崎県	0	
鹿児島県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町	鹿児島県	0	
沖縄県	14	那覇市、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、恩納村、伊江村、中城村、西原町、南風原町、北大東村	沖縄県	2	糸満市、宜野座村
合計	1226		合計	13	

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と、補助対象経費実支出額とを人槽区分別に比較して少ない方の額を選定。選定額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	
岩手県	有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の3分の1に相当する額以内	
宮城県	有	宮城県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額に準ずるが、高度処理・豪雪型などの別は考慮しない	対象額の6分の1	
秋田県	有	合併浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ その他(湖沼指定地域においては高度処理型と通常型の設置者負担額の差額分を上乗せ)	国の補助基準額の1/3 湖沼指定地域においては国の補助基準額の1/3+高度処理型と通常型の設置者負担額の差額の1/2	
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村で補助(個人設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする) 詳細は別表のとおり	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)ため、市町村支出額に対する割合は10割となる	市町村単独事業も対象としている
福島県	有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて条件あり 条件(住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅(店舗兼住宅など)にあつては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便所を使用していた建物(増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。)に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 処理対象人員が50人以下であるものに限る。)	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	1/3	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨城県	有	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(対象地域:50人槽以下)	その他(通常型:5人槽294千円,7人槽342千円,10人槽459千円) (高度処理型:国の基準額+通常型と高度処理型の自己負担額の差額)	・通常型:1/3 ・高度処理型:国の基準額×1/3+通常型と高度処理型の自己負担額の差額×10/10	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(集合処理計画区域は対象外。専用住宅に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	基準額の1/3(ただし、財政力指数等による調整あり。)	
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	新設設置(住宅の新築に伴うもの)補助率1/5、転換設置(単独浄化槽又はくみ取り槽から転換が適正に行われるもの)補助率1/3	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下の専用住宅。)	国の補助対象基準額と同じ	個人設置型 補助割合:1/3	・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分費:上限6万円(10/10) ・配管費補助:浄化槽整備促進事業 上限10万円(10/10) 重点転換地区提案事業 上限20万円(10/10) ・国の本体・本体工事費の基準額に市町村が上乗せ補助する額と同額 :環境保全特別転換地区指定事業(県が希少野生動植物の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水質改善を目的に指定した市町村が対象)

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり条件（住宅施設関係（人員算定基準の建築用途）に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であること。閉鎖性水域流域においては高度処理型であること。新設の場合は、T - N10mg/L以下又はT - P1mg/L以下の処理性能を持つ高度処理型（閉鎖性水域流域対象）又はBOD除去の高度処理型（全域対象）であること。）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 < 補助対象額 > 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円 汲取り便所からの転換：1基あたり100千円 < 補助割合 > 1 / 2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付金要綱	国の対象に加えて、条件あり条件（総量規制区域にあっては、BOD20mg/L以下T - N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。）	対象経費の支出額と都の基準額（国に順ずる）を比較し、少ない方の額	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	
神奈川県	有	神奈川県合併処理浄化槽整備費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽に転換するもの。適正に維持管理を行うもの。販売の目的で建物を建築するものでないこと。専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	
新潟県	無					
富山県	有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（50人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	
石川県	無					
福井県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（処理対象人数が50人以下のもの）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	補助基準額は通常型浄化槽も高度処理型浄化槽も同じ。
山梨県	有	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（50人槽以下の浄化槽に限る。）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	
長野県	有	合併処理浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（農集排等の計画区域外に設置されているものであること。）	国の補助対象基準額と同じ	3分の1以内	なし
岐阜県	有	岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（51人槽以上は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	所要額330,000千円（平成23年度当初予算額）
静岡県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（国庫補助・交付金対象となるものであって、次のもの（50人槽以下に限る）新設するもの 既設単独処理浄化槽の撤去（国の補助対象） 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に対し市町が上乗せ補助しているもの）	国庫補助対象基本額と対象経費市町支出予定額を比較し、少ない方。	新設するもの 国庫補助基本額×1/3×補正係数（過疎1.0、財政力指数県未満0.6、財政力指数県以上0.4） 既設単独処理浄化槽の撤去（国の補助対象） 最大90千円を補助（特例として現行の基準額に加える）負担割合 国1/3、県1/3×補正係数（財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5）、市町1/3 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に対し市町が上乗せ補助しているもの 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者の上乗せ補助している市町に対し、市町助成額と国庫補助基本額との差額の1/2以下を県費により上乗せ補助している。国庫補助基本額の1/8×補正係数（財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5）を補助の上限とする。	

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在) その3

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
愛知県	有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（50人槽以下）	【一般地域】国庫補助基準額と同じ 【特定地域】浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする（単独浄化槽からの転換に限る） 特定地域：水濁法の生活排水対策重点地域等	【一般地区】 1 / 5 【特定地区】 国庫補助基準額分は 1 / 5、上乗せ分は 3 / 10	
三重県	有	浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり条件（普通型10人槽以下、高度処理型50人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ ただし、新設浄化槽の補助対象基準額は、国の補助対象基準額の1/2の額とする。（経過措置有り）	1 / 3	単独浄化槽又は汲取りからの転換時に限り、 ・単独浄化槽撤去への補助 補助基準額：上限9万円（補助率1/3） ・配管費用への補助 補助基準額上限6万円（補助率1/2）
滋賀県	有	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金	国の対象と同じ	被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の	国庫補助基準額の1/3	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を設立し、3年以内に全戸整備を実施する場合）として、上記とあわせて上乗せ補助を行っている。
京都府	有	浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（京都市を除く市町村で、専用住宅でかつ10人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ	国の補助割合と同じ	
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（50人槽以下。但し、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。）	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	
兵庫県	無					
奈良県	有	奈良県浄化槽設置整備補助事業	国の対象に加えて、条件あり条件（50人槽以下、住宅部分面積1/2以上、10基以上等）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	
和歌山県	有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下については、専用住宅又は併用住宅に限る。）	処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅に限り、8~10人槽の基準額を適用する。	1 / 3	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（処理対象人員が50人以下、汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3（市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算）	
島根県	無					
岡山県	有	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり条件（専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1 ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数(0.7)を乗じる。	
広島県	有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（10人槽以下、汲み取り・単独槽からの転換に限定）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	
山口県	有	中山間地域合併処理浄化槽整備支援事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり条件（50人槽以下の浄化槽に限る。）	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	補助対象地域を中山間地域に限定
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件（転換のみ。）	国の補助対象基準額と同じ	市町村の財政力指数（直近3カ年平均）により、1/5から1/3まで	

2. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在) その4

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件(専用住宅(販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。)に設置する50人槽以下で、市町が助成する浄化槽)	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1 / 3	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり条件(新築を除き、10人槽以下に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3 (離島地域は1 / 4)	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定(24年度予算額: 41,947千円)
高知県	有	高知県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり条件(10人槽以下の一般住宅用)	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3 (離島地域は1 / 4)	
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件(50人槽以内)	基本的には国と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11~15人槽、21~25人槽、31~40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	1 / 3	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽設置整備事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3	
長崎県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件(50人槽以下の浄化槽に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	・補助率: 本土地区及び離島地区 (1 / 3) ・市町の財政状況に応じて算出する係数、以下の式により算出する。 浄化槽(通常型) 補正係数 = 0.42 / (事業年度における交付対象市町の財政力指数) (小数点第3位を切り捨て。ただし、補正係数が1.00以上となる市町については補正係数を1.0とし、0.9未満となる市町については補正係数を0.9とする。) 高度処理型浄化槽(国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。) 補正係数: 1.1	
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件(専用住宅に設置されるもの。小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。)	国の補助対象基準額と同じ	1 / 3 以内、離島は1 / 4 以内	
大分県	有	大分県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり条件(将来集合処理を行う予定の区域を除く) (新築を除き、50人槽以下に限る) (11人槽から50人槽までの浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上)	国の補助対象基準額と同じ	基準額の1 / 3	
宮崎県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり条件(住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額の3分の1(財政力指数による減額調整あり)	
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり条件(10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	本土: 1 / 3, 離島・奄美 1 / 4	財政力指数比による補正あり(財政力指数比: 県平均財政力指数 / 各市町村財政力指数)
沖縄県	有	沖縄県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり条件(単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換設置のみ対象)	国の補助対象基準額と同じ	1 / 4	

3. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成24年度事業実施市町村名
北海道	8	島牧村、北斗市、福島町、寿都町、喜茂別町、豊浦町、上ノ国町、標津町
青森県	3	十和田市(PFI)、平内町、大鰐町
岩手県	14	盛岡市、宮古市(PFI)、花巻市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市(PFI)、葛巻町、岩手町、紫波町(PFI)、西和賀町、金ヶ崎町、洋野町、一戸町
宮城県	11	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町、女川町
秋田県	7	秋田市、能代市、横手市、仙北市、八峰町、東成瀬村、上小阿仁村
山形県	8	鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、最上町(PFI)、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	7	会津若松市、白河市、金山町、西会津町、三春町、小野町、会津美里町
茨城県	5	日立市、常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	12	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	2	秩父市、滑川町、嵐山町、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	4	八王子市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	6	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市
富山県	0	
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	6	甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、道志村、北杜市
長野県	4	長野市、南木曾町、筑北村、栄村
岐阜県	2	揖斐川町、郡上市
静岡県	1	掛川市
愛知県	0	
三重県	5	松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、紀宝町(PFI)
滋賀県	0	
京都府	5	舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町
大阪府	3	高槻市、富田林市(PFI)、河内長野市
兵庫県	0	
奈良県	2	黒滝村 天川村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	11	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、隠岐の島町
岡山県	3	新見市、真庭市、奈義町
広島県	5	広島市、三原市、三次市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	1	三好市(PFI)
香川県	0	
愛媛県	6	八幡浜市、伊予市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町(PFI)
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町(PFI)
佐賀県	6	佐賀市、唐津市(PFI)、武雄市、神埼市、有田町、江北町
長崎県	3	西海市、雲仙市、時津町
熊本県	10	八代市、玉名市、天草市、菊池市、美里町、和水町、南関町、南小国町、南阿蘇村、山鹿市
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	2	宮崎市、綾町
鹿児島県	3	曾於市、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
合計	193	

都道府県名	市町村数	平成25年度事業新規実施予定市町村名
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	1	角田市
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	4	越生町、吉見町、皆野町、長瀬町
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	1	御殿場市
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	2	茨木市、柏原市(PFI)
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	1	小城市
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	1	日南市
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	10	

都道府県名	市町村数	平成23年度以前に事業を実施した市町村
北海道	9	妹背牛町、黒松内町、喜茂別町、豊浦町、利尻町、本別町、中川町、壮瞥町(PFI)、厚真町
青森県	3	平川市、鯉ヶ沢町、中泊町
岩手県	1	遠野市(H16~H19)
宮城県	1	色麻町
秋田県	7	大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、藤里町
山形県	2	上山市、大蔵村
福島県	4	須賀川市、三島町、昭和村、磐梯町
茨城県	1	常陸大宮市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	3	南牧村、中之条町、高山村
埼玉県	0	
千葉県	1	東庄町
東京都	2	青ヶ島村、利島村
神奈川県	0	
新潟県	1	出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	3	越前市、美浜町、おおい町
山梨県	0	
長野県	8	松本市、伊那市、飯山市、安曇野市、木曾町、木祖村、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	1	名張市
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	1	大屋町(H9年度~H11年度実施。但し、H16年度より隣町とともに合併し、養父市となった。)
奈良県	0	
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町(旧金屋町含む)、日高町
鳥取県	3	鳥取市、北栄町、八頭町
島根県	3	松江市(東出雲町)、西ノ島町、海士町
岡山県	4	高梁市、美作市、新庄村、西粟倉村
広島県	1	東広島市(H11~H13整備)
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	0	
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	3	今治市、西予市、上島町
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	3	長崎市、諫早市、小値賀町
熊本県	4	長洲町、小国町、芦北町、苓北町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	3	薩摩川内市、三島村、長島町
沖縄県	0	
合計	94	

4. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	有	浄化槽下水道事業債償還基金費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ (下水道事業債の元利償還金に充てるための減価基金の積立に要する経費に対し補助)	基準額の60分の8.5に相当する額以内 (モデル事業または低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業は60分の6に相当する額以内)	
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村で整備(市町村設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(5人槽80千円、6人槽以上100千円を限度に、設置分担金納付者に対し補助) 詳細は別表のとおり	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)ため、市町村支出現状に対する割合は10割となる	市町村単独事業も対象としている
福島県	有	福島県浄化槽市町村整備推進支援事業	国の対象に加えて条件あり 条件(処理対象人員が50人以下であるものに限る)	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	7.5/100	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨城県	有	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下の窒素及びりん除去型浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの排水管等敷設事業	事業費又は限度額(240千円)の少ないほうの額	事業費の1/2又は限度額(120千円)の少ないほうの額	
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	補助率1/6	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(・本体、本体工事費への補助は事業導入初年度のみ。 ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下の専用住宅。)	国の補助対象基準額と同じ	導入初年度のみ補助であり導入年度により下記の割合で補助(本体、本体工事費) H23~25年度導入:5/30、H26年度導入:4/30、H27年度導入:3/30	・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分費:上限10万円(10/10) ・配管費補助:上限20万円(10/10)
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(住宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であり、単独処理浄化槽又は汲み取り便所からの転換を伴うこと。)	国の補助対象基準額と同じ	4/30	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 <補助対象額> 単独処理浄化槽からの転換:1基あたり180千円 汲み取り便所からの転換:1基あたり100千円 <補助割合> 1/2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付金要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件(総量規制区域にあつては、BOD20mg/L以下T-N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあつては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。)	対象経費の支出額と都の基準額(国に順ずる)を比較し、少ない方の額	補助対象額に係わる地方債充当額から交付税措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債の償還のための減価基金に積み立てなければならない。
神奈川県	有	神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件(窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	浄化槽本体設置費 基準額×17/30 付帯工事費 一律400千円 維持管理等経費 一律500千円	
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額:増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×接続補正係数	増加処理人口:新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に基づく居住人口 接続率補正:浄化槽事業1.0 算出した補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から5年目までの各年度の補助金は1/14とし、6年目以降の各年度の補助金は3/14とする。
福井県	無					
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	無					
静岡県	無					
愛知県	無					

4. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
三重県	有	浄化槽市町整備促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(高度処理型浄化槽に限る)	起債の元金の償還に要する経費(地方交付税相当額を除いた額)	1/2	単独浄化槽又は汲取りからの転換時に限り、 ・単独浄化槽撤去への補助 補助基準額: 上限9万円(補助率1/3) ・配管費用への補助 補助基準額上限6万円(補助率1/2)
滋賀県	無			被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬		
京都府	有	生活排水処理対策費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(京都市を除く市町村で、専用住宅でかつ10人槽以下)	・国の助成率1/3の場合: 国の補助対象基準額の9%(3年分割で補助) ・国の助成率1/2の場合: 国の補助対象基準額の7.5%(3年分割で補助)		
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(100人槽以下の「N又はP除去型」「N及びP除去型」但し、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。)	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の25/1000	
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(・処理対象人員が50人以下 ・起債償還のための基金造成を実施 年度内整備戸数の要件は無し)	国の補助対象基準額と同じ	1/20(ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする)	
島根県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金、浄化槽市町村整備推進事業の対象浄化槽	地方債充当額・地方債充当額×控除率 (控除率=下水道債0.45、下水道債臨時措置分1.0、過疎債0.7、辺地債0.8)	補助対象額×1/2	
岡山県	無					
広島県	有	広島県浄化槽市町村整備推進事業償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額(交付税措置分を除く)	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の10分の1	
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(市町等が設置する50人槽以下の浄化槽)	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	1/10	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定(24年度予算額: 23,213千円)
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以内)	基本的には国と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11~15人槽、21~25人槽、31~40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	7.5%	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽市町整備推進事業	国の対象と同じ	国庫補助対象事業費 但し事務費、調査費、計画策定費を除く	7.5%以内	・交付金の対象経費は、浄化槽市町村整備推進事業に係る下水道事業債の元利償却に要する費用とする。 ・交付金は、地方自治法第241条第1項の規定に基づく減価基金に積み立てなければならない。
長崎県	有	長崎県汚水処理施設整備促進交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	・交付金の交付率は次のとおりとし、財政力要件の(1)、地域要件の(2)または(3)の交付率を合算する。(2)、(3)の両方に該当する場合は(3)とする。 (1) 交付金を受ける初年度の、直近3箇年の財政力指数の平均が0.42未満の市町 5% (2) 水質汚濁防止法第14条の8第1項の指定を受けた地域 5% (3) 離島振興法第2条第1項の指定を受けた地域 10%	平成25年度までに新規に着手する汚水処理施設整備事業とする。 交付金を交付する期間は、交付対象事業に着手した年度より6年間とする。
熊本県	有	熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	6.5%以内	後年交付金
大分県	有	大分県浄化槽市町村整備推進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	交付金算定基準費に交付率(70%・当該市町村前年度末生活排水処理率)を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮崎県	有	浄化槽市町村整備推進事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除した2分の1	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象と同じ	浄化槽設置整備事業(個人設置型)における補助対象基準額と同じ	本土: 1/15, 離島・奄美: 1/20	財政力指数比による補正あり(財政力指数比: 県平均財政力指数/各市町村財政力指数)
沖縄県	無					

5. 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成24年度事業実施市町村名
北海道	34	[総務省・個別排水処理施設整備事業] 美幌市、滝川市、砂川市、深川市、奈井江町、北竜町、沼田町、千歳市、恵庭市、石狩市、黒松内町、登別市、士別市、名寄市、占冠村、幌加内町、猿払村、枝幸町、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、湧別町、帯広市、音更町、鹿追町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、本別町、浦幌町、厚真町
青森県	5	五所川原市、大鱈町、野辺地町、六戸町、おいらせ町
岩手県	1	大船渡市(市独自の単独事業)
宮城県	5	仙台市、大和町、色麻町、加美町、美里町
秋田県	4	横手市、男鹿市、大仙市、仙北市
山形県	8	上山市、長井市、尾花沢市、朝日町、最上町、大蔵村、高畠町、白鷹町
福島県	1	三島町
茨城県	1	大子町
栃木県	6	宇都宮市(敷地内処理装置の設置費補助は市単独)、足利市、佐野市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町
群馬県	1	南牧村
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	2	新潟市、刈羽村
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	4	上野原市、大月市、忍野村、道志村
長野県	3	木祖村、麻績村、生坂村
岐阜県	2	高山市、土岐市
静岡県	2	富士市、伊東市
愛知県	0	
三重県	4	津市、松阪市、大台町、紀宝町
滋賀県	1	米原市
京都府	0	
大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	1	相生市
奈良県	1	明日香村
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	3	浜田市、出雲市、西ノ島町
岡山県	2	笠岡市、美作市
広島県	0	
山口県	5	長門市、下松市、田布施町、光市、萩市
徳島県	0	
香川県	4	善通寺市、さぬき市、東かがわ市、綾川町
愛媛県	0	
高知県	1	土佐町
福岡県	2	糸島市、那珂川町
佐賀県	0	
長崎県	2	長崎市、佐世保市
熊本県	6	水俣市、合志市、長洲町、和水町、西原村、苓北町
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	113	

都道府県名	市町村数	平成25年度事業新規実施予定市町村
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	飯豊町
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	1	

6. 市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成24年12月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	無					
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村単独で補助又は整備(市町村設置)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする) 詳細は別表のとおり	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)ため、市町村支出額に対する割合は10割となる	個人設置型、市町村設置型を対象としている
福島県	無					
茨城県	無					
栃木県	無					
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	市町村設置型の県補助事業と同じ	市町村設置型の県補助事業と同じ	市町村設置型の県補助事業と同じ	
埼玉県	無					
千葉県	無					
東京都	無					
神奈川県	無					
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	無					
福井県	無					
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	無					
静岡県	無					
愛知県	無					
三重県	無					
滋賀県	無					
京都府	無					
大阪府	無					
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の浄化槽市町村整備推進事業実施要綱により採択された後、整備対象である住民の経済事情等により、事業年度内の設置基数が当該補助事業の要件を満たさなくなり、個別排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日自治事務次官通知)により市町村単独で実施することになった場合の個別排水処理施設整備事業で、平成14年度から平成29年度までの間に実施される事業	起債総額から、交付税算定額等を控除した額。	1/2	
鳥取県	無					
島根県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	個別排水処理施設整備事業、小規模排水処理施設整備事業の対象浄化槽	地方債充当額 - 地方債充当額 × 控除率 (控除率 = 下水道債0.45、下水道債臨時措置分1.0、過疎債0.7、辺地債0.8)	補助対象額 × 1/2	
岡山県	無					
広島県	無					
山口県	無					
徳島県	無					
香川県	無					
愛媛県	無					
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	個別排水処理施設整備事業 50人槽以内	浄化槽市町村整備推進事業と同じ	7.5%	
佐賀県	無					
長崎県	無					
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業補助金(市町村設置型浄化槽整備推進モデル事業)	国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅に設置されるもの、小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。)	5~10人槽1基当たり837,000円(千円未満切り捨て)	1/6以内	市町村が設置主体となっており、戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備する設置基数が年間10戸未満の場合、浄化槽市町村整備推進事業の国費相当額の1/2を補助する。
大分県	無					
宮崎県	無					
鹿児島県	無					
沖縄県	無					

7. 浄化槽設置整備事業実施の区域の別

(平成24年度)

【区域の区分】 各市町村において定める浄化槽整備区域
 各市町村において定める下水道計画区域であって「以外」の区域
 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた
 予定処理区域
 その他

都道府県	市町村数																未記入
北海道	83	83															
青森県	26	8	1		10	2			4			1					
岩手県	28					28											
宮城県	10	4	2	1	2					1							
秋田県	20		3			17											
山形県	25	12	2		6	3	1		1								
福島県	44			22				10		2	4		6				
茨城県	39	11			11	5	2		1		3	4			2		
栃木県	26	1	1			22						2					
群馬県	25	7	1		3	7	2		2		1	2					
埼玉県	47	27	2		8	6	1								2	1	
千葉県	50	4				24		4			13				5		
東京都	12	8			4												
神奈川県	24	9	6		2	7											
新潟県	18	11	2		3	1						1					
富山県	12	1				11											
石川県	7	7															
福井県	13	11				2											
山梨県	19	10	2		4	3											
長野県	59	44	3		4	6	1					1					
岐阜県	38	11		4	3	1	2	2	2	1	8		1	3			
静岡県	33	11				20					1	1					
愛知県	42	16				23	1				1	1					
三重県	21	7	2	1	5	2					1	2	1				
滋賀県	12	1	3	1		1		2	1	1	1				1		
京都府	18	15	1				2										
大阪府	12	1	3		1	4					3						
兵庫県	28	25	1	1	1												
奈良県	20					18					2						
和歌山県	29	22			5	1						1					
鳥取県	13	8			2	1			1			1					
島根県	10	1	1			3	1		4								
岡山県	23	9	5	2	2	1	1				3						
広島県	19	7	2		8				2								
山口県	17	5	2		6	1			1		1			1			
徳島県	24	12	2		6	2			2								
香川県	17	3				3	7					4					
愛媛県	15	8	1		2	3			1								
高知県	33	19			1	12	1										
福岡県	50	25	14	2	9												
佐賀県	17	7	4			5											1
長崎県	19	11	2			2			1			1	1	1			
熊本県	35	21	4	2	4	1	1			2							
大分県	16	3				11					2						
宮崎県	26	26															
鹿児島県	38	29				9											
沖縄県	15	5	2	1	4			1							1	1	
合計	1,227	566	74	37	116	268	2	23	19	21	7	44	22	9	16	3	

8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在) その1

(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1) 第5条 第1項	(2) 第5条 第2項	(3) 第5条 第4項	(4) 第7条 第2項	(5) 第7条の 2第1項	(6) 第7条の 2第2項	(7) 第7条の 2第3項	(8) 第10条 の2 第1項	(9) 第10条 の2 第2項	(10) 第10条 の2 第3項	(11) 第11条 第2項	(12) 第11条 の2	(13) 第12条 第1項	(14) 第12条 第2項	(15) 第12条 の2 第1項	(16) 第12条 の2 第2項	(17) 第12条 の2 第3項	(18) 第53条 第1項	(19) 第53条 第2項	そ の 他	
北海道	有	市町村 一部市町村 (移譲に同意した市町村)																					
青森県	無																						
岩手県	有	一部市町村 (移譲を希望した市町村)																					
宮城県	有	市町村																					
秋田県	有	一部市町村 (移譲に同意した市町村)																					
山形県	有	市町村																					
福島県	有	市町村																					
茨城県	有	市町村 一部市町村																					
栃木県	有	市町村																					
群馬県	有	一部市町村																					
埼玉県	有	一部市町村																					
千葉県	無																						
東京都	無																						
神奈川県	無																						
新潟県	有	一部市町村																					
富山県	有	一部市町村																					
石川県	無																						
福井県	有	一部市町村																					
山梨県	有	市町村 一部市町村 (移譲を希望した市町村)																					
長野県	有	市町村																					届出等の 受理事務 に係るも のに限 る。
岐阜県	有	市町村																					届出等の 受理事務 に係るも のに限 る。
静岡県	有	一部市町村																					5条、11条の2届出の経由のみ
愛知県	無																						

8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在) その2

(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1) 第5条 第1項	(2) 第5条 第2項	(3) 第5条 第4項	(4) 第7条 第2項	(5) 第7条の 2第1項	(6) 第7条の 2第2項	(7) 第7条の 2第3項	(8) 第10条 の2 第1項	(9) 第10条 の2 第2項	(10) 第10条 の2 第3項	(11) 第11条 第2項	(12) 第11条 の2	(13) 第12条 第1項	(14) 第12条 第2項	(15) 第12条 の2 第1項	(16) 第12条 の2 第2項	(17) 第12条 の2 第3項	(18) 第53条 第1項	(19) 第53条 第2項	そ の 他	
三重県	有	市町村																					
		一部市町村																					
滋賀県	有	市町村																					
京都府	有	市町村																					
大阪府	有	一部市町村																					
兵庫県	有	一部市町村																					
奈良県	無																						
和歌山県	有	市町村																					浄化槽工事業者に対する必要な指示(第32条第1項)
鳥取県	有	一部市町村																					
島根県	無																						
岡山県	無																						
広島県	有	市町村																					
山口県	有	一部市町村																					
徳島県	無																						
香川県	有	一部市町村																					
愛媛県	有	一部市町村																					
高知県	有	一部市町村																					
福岡県	無																						
佐賀県	有	一部市町村																					
長崎県	無																						
熊本県	有	一部市町村																					
大分県	有	一部市町村																					
宮崎県	無																						
鹿児島県	有	一部市町村																					
沖縄県	無																						

8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在)その1

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
北海道	179	<p>例移譲175市町村) 、 、 、 、 、 : 全市町村(法定移譲:4市、特例条</p> <p>例移譲164市町村)</p> <p>(室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、夕張市、網走市、伊達市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、上ノ国町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、共和町、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、美幌町、津別町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、訓子府町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、白老町、様似町、新ひだか町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、福島町、安平町)</p> <p>: 160市町村(法定移譲:4市、特例条例移譲:156市町村)</p> <p>(夕張市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、平取町、様似町、新ひだか町、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、士別市、名寄市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、愛別町、上富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、紋別市、遠軽町、雄武町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、二セコ町、真狩村、積丹町、歌志内市、月形町、富良野市、比布町、上川町、東川町、美瑛町、中富良野町、苫前町、羽幌町、美幌町、津別町、訓子府町、佐呂間町、湧別町、安平町、えりも町)</p>	移譲を承諾した市町村へ順次移譲
青森県	0		
岩手県	6	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市、九戸村	特段の条件は設定しておらず、浄化槽の設置状況の把握及び汚水処理計画の推進等に資すること等を目的として、権限移譲を希望する市町村に対して移譲している。
宮城県	35	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町(全市町村)	
秋田県	13	大館市、能代市、鹿角市、潟上市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村、上小阿仁村、にかほ市、美郷町、小坂町、八峰町、仙北市	県で定めた権限移譲対象事務のうち、市町村の長が同意したものについて移譲する。中核市(秋田市)を除く県内全市町村が対象。
山形県	35	: 県下全市町村	

8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在)その2

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
福島県	57	郡山市及びいわき市を除く全市町村	
茨城県	44	市町村：全市町村 市：日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、八千代町、五霞町、利根町	権限移譲を希望する市町村に順次移譲
栃木県	26	県下全市町	
群馬県	5	伊勢崎市、太田市、桐生市、沼田市、館林市	特定行政庁又は限定特定行政庁であり、事務の移譲に同意した市町村
埼玉県	54	移譲項目全て：加須市、東松山市、志木市、和光市、久喜市、嵐山町 を除く全て：熊谷市、秩父市、飯能市、草加市、戸田市、新座市、北本市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、吉見町、鳩山町、上里町、松伏町 ~ ~ :滑川町 ~ ~ :川口市、行田市、所沢市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、朝霞市、桶川市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町	移譲を希望した市町村
千葉県	0		
東京都	0		
神奈川県	0		
新潟県	8	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、佐渡市、阿賀野市、阿賀町、湯沢町	希望のあった市町村
富山県	1	高岡市	特定行政庁である市町村
石川県	0		
福井県	2	高浜町、若狭町	移譲を希望した市町村
山梨県	7	甲州市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、忍野村、道志村、中央市	希望のあった市町村
長野県	76	市町村：県下全市町村 長野市は、保健所設置市のため除外	
岐阜県	0		
静岡県	2	沼津市、富士市	特例市
愛知県	0		
三重県	2	大紀町 四日市市	権限移譲を希望する町 保健所政令市
滋賀県	19	県下全市町	
京都府	25	市町村：京都市を除く全市町村	
大阪府	9	吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、摂津市、交野市、阪南市	移譲を希望した市町村
兵庫県	8	芦屋市、宝塚市、川西市、加古川市、高砂市、明石市、三田市、伊丹市	建築基準法上の特定行政庁(政令市を除く)
奈良県	3	生駒市、曽爾村、御杖村	移譲を希望した市町村

8 . 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在)その3

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
和歌山県	29	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	
鳥取県	12	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町	同意のあった市町村
島根県	0		
岡山県	0		
広島県	20	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	
山口県	3	萩市、長門市、山口市	権限移譲を希望した市町
徳島県	0		
香川県	1	善通寺市	希望のあった市町
愛媛県	12	19年4月1日移譲済...八幡浜市、上島町、愛南町 20年4月1日移譲済...宇和島市 21年4月1日移譲済...今治市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町 22年4月1日移譲済...伊予市、松野町 松山市は、保健所設置市のため除外。	権限移譲を希望した市町
高知県	3	安芸市、宿毛市、土佐町	移譲希望の申し出のあった市町村
福岡県	0		
佐賀県	1	佐賀市	移譲を希望した市町
長崎県	0		
熊本県	36	人吉市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、玉東町、和水町、南関町、長洲町、苓北町	移譲を希望した市町村
大分県	6	日田市、豊後高田市、豊後大野市、姫島村、竹田市、津久見市	移譲を希望した市町村
宮崎県	0		
鹿児島県	19	阿久根市、垂水市、指宿市、三島村、十島村、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、大和村、宇検村、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、いちき串木野市、伊佐市、大崎町、南種子町	移譲を希望した市町村に対して移譲
沖縄県	0		
合計	758		

8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在)その1

(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)

都道府県名	移譲元の理由による	移譲先の財政的理由による	移譲先の組織・体制的理由 (人員・知識や技術の不足等)による	移譲先の地域の実情 (浄化槽が少ない・首長の方針等)による	移譲元等と移譲先の情報提供等の課題による	権限移譲の必要がない	その他
北海道							
青森県	浄化槽台帳の整備が十分でない。						
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県	浄化槽台帳の整備が十分でない。						
東京都							
神奈川県							
新潟県							県の移譲方針が希望する事業主体への任意移譲であるため。
富山県	浄化槽台帳の整備が十分でない。						
石川県							
福井県							移譲を希望する市町がない。
山梨県							
長野県							市町村へ継続的に意向調査を行っているが、移譲を希望する市町村が少ないため。
静岡県							
愛知県	浄化槽台帳の整備が十分でない。						
滋賀県							
京都府							権限移譲の意向調査を行った結果、権限移譲を望む市町村が少なかったため、水質検査受検指導の権限を市町村に移譲すると、府内の受検指導等に温度差が生じることから、関係団体から反発があったため。

8. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(平成24年12月末現在)その2

(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)

都道府県名	移譲元の理由による	移譲先の財政的理由による	移譲先の組織・体制的理由 (人員・知識や技術の不足等)による	移譲先の地域の実情 (浄化槽が少ない・首長の方針等)による	移譲元等と移譲先の情報提供等の課題による	権限移譲の必要がない	その他
大阪府							
兵庫県							浄化槽の設置届けの窓口を拡大し、住民サービスの向上を図ることを目的としたため、建築確認申請との一体化を図る必要から、建築主事の置かれている市のみを対象に権限移譲したため。
奈良県							
和歌山県							
鳥取県	台帳の精度についての懸念。						
島根県							
岡山県						現状で保守点検実施率・法定検査の受検率が相当程度高く、市町村への権限移譲により体制が崩れる可能性がある。	
広島県							
山口県							
徳島県						県民局などにある程度、権限を移譲しており、業務の分担ができているため。	
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県	建築基準法に基づく浄化槽設置に係る審査を環境部局で行っているため、権限移譲に当たり整理を要している。						
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県	浄化槽台帳の整備が十分でない。						
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							
合計	2	16	36	6	0	0	0

9. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の実施状況

その1

(1) 補助を実施している市町村名

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	15	壮瞥町、安平町、福島町、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、北見市、紋別市、釧路市、小樽市、苫小牧市、厚真町、根室市、標津町
青森県	0	
岩手県	1	二戸市
宮城県	2	名取市、亶理町
秋田県	1	八郎潟町
山形県	10	酒田市、寒河江市、東根市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、高島町、小国町
福島県	46	大玉村、塙町、会津美里町、楡葉町、郡山市、いわき市、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、鮫川村、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村、会津若松市、広野町、喜多方市、柳津町
茨城県	42	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	8	宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市、大田原市、小山市、市貝町、芳賀町
群馬県	16	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、下仁田町、甘楽町、片品村、板倉町、明和町、大泉町
埼玉県	53	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、本本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	4	青梅市、あきる野市、昭島市、八丈町
神奈川県	17	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、山北町、開成町、中井町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	6	長岡市、新発田市、五泉市、上越市、佐渡市、聖籠町
富山県	2	氷見市、小矢部市
石川県	3	金沢市、小松市、加賀市
福井県	4	敦賀市、大野市、鯖江市、越前市
山梨県	4	市川三郷町、富士川町、身延町、山梨市
長野県	6	長野市、上田市、小諸市、中野市、大町市、御代田町
岐阜県	14	岐阜市、多治見市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、養老町、関ヶ原町、七宗町、白川町、東白川村、大垣市、大野町、関市、本巣市

9. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の実施状況

(1) 補助を実施している市町村名

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
静岡県	12	静岡市、三島市、掛川市、裾野市、湖西市、西伊豆町、函南町、森町、下田市、富士市、袋井市、松崎町
愛知県	32	豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、長久手市、東郷町、大口町、蟹江町、東浦町、南知多町、美浜町、幸田町
三重県	10	四日市市、菰野町、津市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、紀宝町
滋賀県	3	彦根市、高島市、日野町
京都府	0	
大阪府	3	堺市、松原市、和泉市
兵庫県	2	洲本市、福崎町
奈良県	7	斑鳩町、生駒市、平群町、大淀町、吉野町、東吉野村、川上村
和歌山県	1	和歌山市
鳥取県	1	境港市
島根県	1	川本町
岡山県	3	岡山市、倉敷市、新見市
広島県	5	福山市、安芸高田市、北広島町、大崎上島町、熊野町
山口県	2	下関市、下松市
徳島県	10	徳島市、鳴門市、小松島市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、海陽町、上板町、松茂町
香川県	8	高松市、丸亀市、坂出市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町
愛媛県	4	松山市、東温市、伊予市、愛南町
高知県	4	室戸市、本山町、いの町、日高村
福岡県	4	大木町、香春町、苅田町、川崎町
佐賀県	4	唐津市、神埼市、基山町、玄海町
長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	18	熊本市、八代市、水俣市、天草市、阿蘇市、山鹿市、西原村、御船町、甲佐町、芦北町、津奈木町、多良木町、相良村、合志市、玉東町、人吉市、宇土市、美里町
大分県	3	大分市、九重町、玖珠町
宮崎県	1	門川町
鹿児島県	31	鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、日置市、霧島市、志布志市、南九州市、伊佐市、大崎町、東串良町、錦江町、肝付町、指宿市、湧水町、枕崎市、阿久根市、西之表市、いちき串木野市、南さつま市、始良市、さつま町、長島町、南大隅町、中種子町、屋久島町、奄美市、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	2	那覇市、豊見城市
合計	481	

9. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の状況

(2) 都道府県による補助制度の概要

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
青森県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の1/6以内の額。
福島県	既設単独処理浄化槽の撤去 その他（既設くみ取り便槽の撤去、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽の撤去）	その他（下記のとおり） （1）下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次のアからキのいずれかに該当する地域であること。 ア湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域 イ水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域 ウ水道水源の流域 エ水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 オ水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域 カ自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等 クすぐれた自然環境を有する地域 キその他人口増加が著しい等上記地域と同等以上に生活排水対策を促進する必要があると知事が認める地域 （2）下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。 ア湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域 イ水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域 （3）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域	1基あたり3万円（定額） 福島県浄化槽設置整備事業（個人設置型事業）のみ実施
茨城県	単独処理浄化槽の撤去	すべて	補助要件：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（露ヶ浦流域は、高度処理型浄化槽）に転換する場合 補助基準額：9万円 補助率：10/10（国庫補助対象の場合は2/3）
群馬県	既設単独処理浄化槽の撤去 雨水貯留槽への再利用 くみ取り便槽の撤去	すべて	個人設置型については、転換が適正にされる浄化槽の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の補助率2分の1（国の撤去費特例の助成を受ける場合はその額を除いた2分の1）を補助する。市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額の10万円を上限に補助率2分の1を補助する。
埼玉県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	補助金額 個人設置型：1基6万円（補助率10/10） 市町村整備型：1基10万円（補助率10/10） 概要 既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を処分する費用（清掃、消毒、汚泥処理、撤去（掘り起こし）及び処理する費用（運搬、中間処理及び最終処理））。 市町村整備型においては、市町村が浄化槽を設置する対象者に対し処分費を補助する場合。
千葉県	既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換した者に対し、市町村が設置補助に上乗せして補助した場合にかかる経費。市町村設置型も対象。	すべて	補助基準額 180千円 補助率 1/2 国助成対象となる場合は国助成額を引いた額の1/2
東京都	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く市の区域内全域	循環型社会形成交付金取り扱い要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に二分の一を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象が国二分の一を乗じて得た額。
神奈川県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。（補助率1/3）
岐阜県	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	国の補助対象、基準額と同様

9. 既設単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に対する補助の状況

(2) 都道府県による補助制度の概要

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
静岡県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域	(国の単独処理浄化槽撤去費助成制度活用) 国が撤去費相当分(上限9万円)として認める額の1/3×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5)(一般付け増し) 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に乗せ補助している市町に対し、市町助成額と国庫補助基本額との差額の1/2以下を県費により乗せ補助している。国庫補助基本額の1/8×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5)を補助の上限とする。
愛知県	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換整備の際に発生する単独処理浄化槽撤去費用について限度額90,000円の1/5を補助。
三重県	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象区域と同様	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率1/3)
滋賀県	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	補助制度名称: 滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金 制度概要: 浄化槽の設置に単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、撤去費を補助 ・基準額 90,000円(上限) 補助率1/3 ・条件 環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限り
奈良県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国庫交付金にあわせて合併浄化槽の設置に伴う単独浄化槽の撤去費用に最大3万円助成。
徳島県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	6分の1(但し市町村の負担率が1/6を下回る場合はその率とする。)
香川県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えた者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額: 国の基準額(90千円)と同じ 補助率: 交付金の位置要件に合致するもの 1/3 (低炭素型社会対応型浄化槽整備推進事業は1/4) 交付金の位置要件に合致しないもの 1/2
高知県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域	国の補助対象基準額、対象浄化槽と同じ 補助割合 1/3
長崎県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ
熊本県	既設単独処理浄化槽の撤去	下水道認可区域外であること。 下水道認可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 農業集落排水事業採択区域外であること。 その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	・国の補助金額と同じ ・モデル事業として、単独処理浄化槽撤去費が現行制度の撤去費上限額(90千円)を超える場合、超過分について110千円を限度として1/2を補助する。
大分県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国庫助成事業と同様の基準額への上乗せ
鹿児島県	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	基準額の特例 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として加算できる。(国の補助対象及び基準額と同じ)
沖縄県	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	国の基準額(最大9万円)の1/4

10. 維持管理組織の整備状況

(1) 維持管理組織を有する市町村名

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名(一部事務組合を含む)
北海道	14	秩父別町、厚真町、鷹栖町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、浜頓別町、北見市、新得町、中札内村、豊頃町
青森県	1	十和田市
岩手県	1	紫波町
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	2	喜多方市、南会津町
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	飯能市
千葉県	3	成田市、我孫子市、長柄町
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	1	高岡市(旧福岡町)
石川県	1	輪島市
福井県	2	大野市、越前市
山梨県	5	甲斐市、中央市、南アルプス市、甲府市、富士川町
長野県	46	松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、南牧村、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、木曾町、小谷村、高山村、飯綱町
岐阜県	2	白川町、東白川村
静岡県	1	湖西市
愛知県	1	豊田市
三重県	1	四日市市
滋賀県	5	大津市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町
京都府	2	南丹市、福知山市
大阪府	0	
兵庫県	6	三田市、丹波市、宍粟市(旧山崎町、旧波賀町、旧千種町の区域)、多可町(旧加美町、旧八千代町の区域)、市川町、佐用町
奈良県	1	川上村
和歌山県	2	高野町、日高川町
鳥取県	1	岩美町
島根県	1	出雲市
岡山県	2	美作市、勝央町
広島県	1	北広島町
山口県	2	下関市、山陽小野田市
徳島県	0	
香川県	1	さぬき市
愛媛県	5	松山市、砥部町、西予市、上島町、愛南町
高知県	0	
福岡県	3	大川市、東峰村、糸田町
佐賀県	1	吉野ヶ里町
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	116	

10. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要(参考事例)

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
北海道	秩父別町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導	登録されている住民の法定検査、保守点検を管理できる。
	鷹栖町	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別)	手続き等の代行(法定検査) 啓発	
	比布町			
	愛別町	住民 市町村	手続き等の代行(設置届出) 補助申請の受付 住民指導、啓発 その他(町への維持管理補助金の請求及び受領)	浄化槽設置整備事業の推進 情報収集及び提供 組合員の資質向上 浄化槽の適正な維持管理
	東川町	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別)	手続き等の代行(法定検査) 補助申請の受付	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・補助申請受付事務の簡素化
	美瑛町	住民 保守点検業者(個別)	手続き等の代行(補助金請求、負担金徴収、支払)	町への補助金請求を維持管理組合が一括して手続きできる
	和寒町	住民 市町村 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	手続き等の代行(保守点検、清掃、法定点検) 住民指導 啓発	
	剣淵町	住民 市町村	合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理推進 合併処理浄化槽の保守点検 清掃業者との契約及び指定検査機関に対する法定検査の依頼	
	浜頓別町	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別)	手続き等の代行(保守点検・清掃) 住民指導 啓発 設置・維持管理状況の把握 維持管理助成	
	北見市	住民 市町村	啓発 その他(法定検査料支払い事務及び助成)	管理組合の適正な維持管理が行われるとともに、法定検査が確実に行われる。
	厚真町	住民	住民指導、啓発	
	新得町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	
	中札内村	住民	契約 手続き等の代行 住民指導 啓発	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・浄化槽保守点検業者及び清掃業者との契約並びに指定検査機関に対する法定検査の依頼の代行。
	豊頃町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(設置届出・保守点検、法定検査)	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進
青森県	十和田市	工事業者(団体) 保守点検業者(団体)	契約 手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導	事業者が工事から維持管理まですべて行うため、経費が節減される。
岩手県	-	工事業者(団体) 保守点検業者(団体) 清掃業者(団体)	契約 手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導	適切な維持管理を行える。
山形県	最上町	保守点検業者(団体) 清掃業者(団体) PFI事業に伴うSPC事業者	手続き等の代行(保守点検・清掃)	
福島県	喜多方市	市民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	
埼玉県	埼玉県市 飯能市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	契約 手続き等の代行(工事・保守点検・清掃・法定検査) 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る(加入は毎年3月、途中加入はできない)。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
千葉県	成田市	保守点検業者(団体) 清掃業者(団体)	維持管理補助金の申請	個人下水道管理協会により、代行で補助金申請を行うので、契約者(住民)の手間が省ける。
	我孫子市	保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導 啓発	浄化槽の適正な維持管理と清掃の指導
	長柄町	工事業者(個別)	契約 手続き等の代行(設置届出・保守点検) 住民指導 啓発	浄化槽設置にあたって、現地調査(測量等)をしたり、設置後の保守点検をしている。
富山県	高岡市 (福岡町合併処理浄化槽維持管理組合)	地区単位 (合併前の福岡町地区)	住民指導 啓発	
石川県	輪島市	清掃業者(個別・団体)	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃)	
福井県	大野市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導 啓発	設立補助金を交付。
	越前市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別) 浄化槽メーカー	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導 啓発	法令に遵守した維持管理が実施でき、公共水域の水質保全に寄与することができる。

10. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要(参考事例)

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
山梨県	甲府市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導 啓発	
	中央市	住民	契約 手続き等の代行	
	甲斐市	各自治会内の希望住民	浄化槽管理組合長による清掃及び保守・点検手続きの代行や定期総会等	個人管理に比べ清掃及び保守・点検の漏れも減少し、金額も安価で済む(発注件数が多い為、1件あたりの単価が安価となる。)
	南アルプス市	住民	契約 手続き等の代行	
	富士川町	保守点検業者	住民指導 啓発	
長野県	上田市	市町村 保守点検業者(個別)	契約 手続き等の代行(保守点検)	上田・真田地域...代行管理(保守点検の実施) ・一括で維持管理をすることにより、維持管理費を安くすることができ、管理状況も把握することが出来る。
	飯田市	住民 市町村 工事業者(団体) 保守点検業者(団体) 清掃業者(団体)	手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導 啓発	・浄化槽パトロール(飯田市全域各地区数カ所 H23年度36箇所) ・組合定期総会 ・飯田市内に設置されている浄化槽を、他の管理者の視点から見るとして、改善点などを話し合い、維持管理に生かせる。
	小諸市	住民 市町村 工事業者(団体) 保守点検業者(団体) 清掃業者(団体) 地区自治会	補助申請の受付 住民指導 啓発	維持管理補助(保守点検・清掃・法定検査費用)の申請・交付事務を行いながら、個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	大町市	住民	手続き等の代行(保守点検) 住民指導 啓発	浄化槽相談員を組合内におき、設置、維持管理に対する啓発や指導を行っている。また、組合独自の巡回点検等も行い、浄化槽の保守管理状況の把握にも努めている。
	佐久市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃) 住民指導 啓発 水質検査 研修会	浄化槽管理者は、保守点検費用・清掃費用の一部、水質検査費用、事務費を協会に納入。協会は、管理者の浄化槽保守点検を業者に依頼。点検報告に基づき清掃を業者に依頼。保守点検費用・清掃費の一部を業者に支払う。協会加入者の浄化槽放流水の水質検査(BOD、SS)を年1回実施し、管理者および保守点検業者に報告。協会加入者を対象とした研修会の開催。管理者は料金単価の統一が図られ、業者は集金に係る経費が抑えられる。市が協会事務局であることから、協会加入者の浄化槽の適正管理を把握でき、不適正について改善指導が行える。
	東御市	住民 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導 啓発	保守点検・清掃料金を協会統一価格とし、市内の下水道使用者の負担と同程度の負担としている。
	飯島町	住民 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導 啓発	・保守点検票・清掃記録票の発行・配布 ・維持管理補助金・啓発活動の連絡の円滑化
	南箕輪村	住民 保守点検業者	住民指導 啓発	研修会への参加、浄化槽の相互点検、啓発資料、浄化槽管理マニュアル・管理品等の配布
	泰阜村	住民 市町村	住民指導 啓発	設置検査時に保守点検業者を同行し、維持管理について啓発を行う 個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	岐阜県	白川町	住民	住民指導 啓発
東白川村		住民	住民指導 啓発	・浄化槽を設置している世帯の代表679人を構成員とした「環境衛生組合」として活動。 ・浄化槽や生活排水対策に関する知識の普及・向上と浄化槽の維持管理の徹底を目的に設立。 ・組合役員による浄化槽の自主点検の実施、10月1日「浄化槽の日」の啓発チラシの発行、河川清掃の実施、植林活動参加、組合報の発行、役員視察研修などを行っている。 ・組合の運営費は、1組合員あたり1,000円の年会費によって賄われている。
静岡県	湖西市	市町村 清掃業者(個別)	住民指導 啓発	浄化槽パトロールの実施、浄化槽講習会の開催、日常の清掃業務の中での啓発パンフレットの配布等。
愛知県	豊田市	住民	契約 手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導 啓発	・住民団体による維持管理組織:3団体(豊松、桂野、穂積) ・清掃、保守点検業者への一括発注による値引き ・法定検査機関への一括申込による法定検査実施率の向上
三重県	四日市市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	・組合が一括して維持管理契約を行うため、維持管理の徹底が図られる。また組合員は費用面において恩恵が受けられる。 ・組合員の水質保全に対する意識の向上
滋賀県	大津市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 維持補助金の申請	
	彦根市	清掃業者団体	住民指導 啓発	
	近江八幡市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 啓発	
	甲賀市	住民	契約	集中浄化槽の維持管理を行っている。
	東近江市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 補助申請の受付	維持管理費の交付条件に法定検査の受検を条件としているため、維持管理組合組織がある地域では受検率が高水準である。
	高島市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	
	日野町	住民	補助申請の受付 住民指導 啓発	より適切な浄化槽維持管理につながり、さらなる生活環境の向上が図れる。

10. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要(参考事例)

(平成24年12月末現在) その3

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
京都府	南丹市	住民	手続き等の代行(保守点検・法定検査) 住民指導 啓発 法定検査一括受検	
	福知山市	住民	契約 手続き等の代行(法定検査) 補助申請の受付	
兵庫県	三田市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導 啓発	集合処理事業の予定がない地域において、概ね自治区ごとに合併処理浄化槽使用者により構成される維持管理組合を設立。点検清掃業者との一括契約等の状況は、組合の主体性に任せており各々異なる。 年度ごとに、組合は市に対し維持管理補助金を申請し受給している。 現在設立組合数 = 58組合
	多可町 (加美区、八千代区維持管理組合)	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	維持管理単価について組合が維持管理業者(保守点検業者、清掃業者)より見積徴収し最低価格見積業者に維持管理を一括委託している。 また、維持管理組合は、組合費と町からの補助により安定した運営が確保され、法定検査(11検査)の受検率が100%となるほか、日常的にも適切な維持管理(保守点検、薬剤補充や清掃、機器修繕)が図られている。
	丹波市	住民	契約(保守点検、清掃、法定検査) 住民指導 啓発 薬剤補充 機器の修理	対象：浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容：法定検査、保守点検、清掃の一括契約(組合からの発注、実施、支払) 消毒薬品の巡回補充。ブロー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット：法定検査受検率、保守点検実施率の向上、適正な清掃の実施。 薬剤切れの防止。 故障のスピーディーな対応。 デメリット：浄化槽管理者の維持管理意識の低下 (浄化槽管理者としての責任意識の低下。)
	佐用町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 住民指導 啓発 薬剤補充 機器の修理	対象：浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容：法定検査、保守点検、清掃の一括契約(町からの発注、実施、支払) 消毒薬品の巡回補充。ブロー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット：法定検査受検率、保守点検実施率の向上、適正な清掃の実施。 薬剤切れの防止。 故障のスピーディーな対応。 デメリット：使用者の維持管理意識の低下。
	宍粟市	住民		
	市川町	住民	契約 手続き等の代行 啓発	保守点検、清掃の実施、法定検査受検等の維持管理を適切に行える。
奈良県	川上村	住民	保守点検	
鳥取県	岩美町	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	修繕費用(ブローの故障修理等)の補助(上限15,000円)
岡山県	美作市	市町村	市管理浄化槽の維持管理	
	勝央町	住民 市町村	保守点検 清掃 修繕の補助	
広島県	北広島町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃)	(大朝地区)北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽推進協議会(構成員26名程度) 浄化槽の保守点検及び清掃業務に係る事務的業務の受委託・分担金徴収 (芸北地区)北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会(構成員10名程度) 浄化槽の保守点検及び清掃業務に係る事務的業務の受委託・分担金徴収
山口県	下関市	保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	市管理浄化槽の維持管理	
	山陽小野田市	清掃業者(個別)	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃)	
香川県	さぬき市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 機器の修理	
愛媛県	愛南町	PFI事業者	手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導 啓発	
佐賀県	吉野ヶ里町	市町村 保守点検業者	契約 手続き等の代行(工事・保守点検・清掃・法定検査)	

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その1

(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名 (平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体 注1)
北海道	40	<p>[保守点検、清掃及び法定検査]</p> <p>市町村設置(含・譲渡により市町村管理)のみ 黒松内町(町設置及び個人設置のうち町に譲渡された浄化槽)、壮瞥町(町設置)、島牧村(村設置)、厚真町(町設置及び個人設置のうち町に譲渡された浄化槽)、利尻町(町設置(単独事業))、美幌町(町設置)</p> <p>個人設置のみ、ほか 東川町(個人設置)、上富良野町(個人設置)、室蘭市(個人設置)、浦河町(個人設置)、新得町、中札内村、豊頃町(個人設置)、七飯町(個人設置)、長万部町(個人設置)、新冠町(個人設置)、美瑛町(個人設置)、斜里町(個人設置)</p> <p>(参考)保守点検と清掃、法定検査のみ、ほか(22) 千歳市(市設置)、石狩市、寿都町、三笠市、北竜町(町設置)、鷹栖町(個人設置)、占冠村(村設置(単独事業))、和寒町、剣淵町(個人設置)、幌加内町(町設置(単独事業))、遠別町(町設置)、北見市、新ひだか町、更別村(村設置)、大樹町(町設置)、上士幌町(地方単独事業分(町設置)のみ)、秩父別町、福島町(町設置)、妹背牛町(町設置)、美深町(町設置)、中川町(町設置)、標津町(町設置)</p>
青森県	3	十和田市、平川市、佐井村
岩手県	7	宮古市(市町村設置)、二戸市(市町村設置)、奥州市、岩手町、紫波町、洋野町、一戸町(市町村設置)
宮城県	6	登米市、大崎市、大郷町、大衡村、色麻町、加美町
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	5	二本松市、白河市、会津若松市、喜多方市、金山町、昭和村
茨城県	0	茨城県
栃木県	26	栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	2	群馬県、前橋市、高崎市
埼玉県	1	熊谷市
千葉県	2	鴨川市、長柄町
東京都	6	八王子市(市町村設置)、奥多摩町(市町村設置)、利島村(市町村設置)、青ヶ島村(市町村設置)、小笠原村(市町村設置)、八丈島町(市町村設置)
神奈川県	0	
新潟県	11	新潟市(市町村設置)、長岡市(市町村設置、個人設置)、加茂市(個人設置)、十日町市(市町村設置)、五泉市(個人設置)、上越市(市町村設置)、佐渡市(個人設置)、魚沼市(市町村設置)、南魚沼市(市町村設置)、出雲崎町(市町村設置)、刈羽村(市町村設置)
富山県	0	
石川県	0	
福井県	1	南越前町
山梨県	0	
長野県	4	高森町(個人型)、阿智村(個人型)、豊丘村、生坂村
岐阜県	0	岐阜県
静岡県	0	
愛知県	1	豊田市
三重県	5	松阪市(市町村設置)、多気町、大台町、南伊勢町、大紀町
滋賀県	2	彦根市(個人設置)、甲賀市

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その2

(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体 注1)
京都府	0	
大阪府	3	枚方市、富田林市、大東市
兵庫県	6	神戸市、丹波市、宍粟市（旧山崎町・旧一宮町・旧千種町の区域）、多可町（旧加美町・旧八千代町の区域）、神河町、佐用町
奈良県	1	川上村
和歌山県	1	高野町(市町村設置)
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	27	岡山県及び県内市町村
広島県	3	三原市（市町村設置）、世羅町、北広島町
山口県	1	萩市（市町村設置）
徳島県	2	那賀町，神山町
香川県	1	三豊市
愛媛県	5	松山市、伊予市、久万高原町、松前町、愛南町（市町村設置）
高知県	2	土佐町（市町村設置）、津野町（市町村設置）
福岡県	12	大牟田市、中間市、小都市、うきは市、朝倉市、みやま市、宇美町、鞍手町、広川町、香春町、添田町、苅田町
佐賀県	0	
長崎県	4	諫早市、対馬市、西海市、雲仙市
熊本県	9	熊本市、阿蘇市、和水町、長洲町、氷川町、五木村、芦北町、玉名市、甲佐町
大分県	4	大分県、九重町、玖珠町、由布市、国東市
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	203	

注1) 自治体名の後に（個人設置）とある場合は個人設置型でのみ、（市町村設置）とある場合は市町村設置型でのみ一括契約の推進に取り組んでいる自治体。また、カッコ書きなしは特に設置型の区分なく一括契約の推進に取り組んでいる自治体。

注2) 都道府県として取り組んでいるのは、6県である。

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その1

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成24年12月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
北海道	黒松内町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	補助事業（市町村型）で設置する浄化槽について、町が一括契約	町が保守点検や清掃、法定検査を委託することで、維持管理が適正に行える。
	秩父別町	保守点検 清掃 法定検査	管理組合で法定検査一括契約	保守点検・清掃・法定検査等の実施状況を把握できる。全ての浄化槽に適正な維持管理をさせることができる。経費節減（振込手数料、法定検査の事務手数料控除等）
	東川町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	補助事業実績報告書に保守点検清掃委託契約書の写し、法定検査依頼書の添付を義務付け	適切な維持管理が期待できる
	上富良野町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に、保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を義務づけている。	適切な維持管理が期待できる。
	室蘭市	保守点検 清掃 法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を補助要綱に定めている。	適正な維持管理による公共用水域の水質汚濁防止
	壮瞥町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査 その他（PR勧誘活動）	PFI手法導入による一括契約（但し、浄化槽法第11条法定検査については別契約 廃掃法第7条第14項～再委託の禁止）	・維持管理を考慮した適正な浄化槽の設置ができる ・浄化槽の維持管理費及び手続き等に係る行政経費の軽減
	浦河町	保守点検 清掃 法定検査	町・浄化槽協会・業者の協議により実施	保守点検・清掃業務と併せて法定検査を一括契約することで、手数料の納付が業者への1回で済むことになり、法定検査時の手数料納付が省略することができる。
	上士幌町	保守点検	地方単独事業で設置した浄化槽について町で一括契約している。	町が保守点検や維持管理を委託することで、適正な維持管理ができる。
	新得町	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組合への加入を条件	
	中札内村	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組合への加入を条件	保守点検と清掃を一括一業者に委託することで、適切な清掃時期及び浄化槽の稼働状況の把握ができる。
	豊頃町	保守点検 清掃 法定検査	・維持管理協議会への加入を条件	・保守点検と清掃を一括一業者に委託することで、適切な清掃時期及び浄化槽の稼働状況の把握ができる。
青森県	十和田市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査 その他	PFI法に基づき事業者と事業契約を締結しており、年度協定も締結している。	事業者が、工事から維持管理まで全てを行うため、経費が節減される。
	平川市	保守点検 清掃		一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
	佐井村	保守点検 清掃 法定検査		
岩手県	宮古市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	PFI法に基づいて事業者と契約を締結している	適正な維持管理の推進が図られる。
	二戸市	保守点検 清掃	指名競争入札による委託契約。	効率的な維持管理の推進を図ることができる。
	奥州市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査 その他（修繕含む）	PFI（水沢区のみ）	契約業者が設置から維持管理まで行うため、事務の量が削減される
	岩手町	保守点検 清掃	市町村設置型で設置する浄化槽について、保守点検、清掃ごとに年間委託契約。	適正な維持管理が図られる。
	紫波町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	PFI	
	洋野町	保守点検 清掃 法定検査		競争入札の実施により契約を締結していることから、発注コストの低減や受注業者の技術向上が図られる。
	一戸町	保守点検 清掃	・20人槽以下は年4回の保守点検を、21人超50人槽以下は年6回の保守点検を実施。 ・清掃は、基本的に汚泥の引き抜きの際に実施。	清掃時期の判断をまかせられることから管理面の効率が良い。
宮城県	登米市 （市町村設置型）	保守点検 清掃 法定検査		
	大崎市 （市町村設置型）	保守点検 清掃 法定検査	保守点検は月1回あたりの単価・清掃は1m3あたりの単価・法定検査は手数料の単価契約としており、清掃の時期や法定検査の時期は点検業者の判断に任せている。 合併前の古川市を3地区に分割・合併前の6町はそれぞれの区域で、大崎市9地区に分けて入札により業者決定している。	保守点検業者の判断で清掃ができるので、適切な管理がしやすい。

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その2

(2) 一括契約の概要（参考事例）

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
宮城県 (続き)	大郷町 (市町村設置型)	保守点検 法定検査	管理会社を入札により決定している。 市町村整備推進事業で設置した町管理の浄化槽 に対し行っている。	維持管理方法が統一され、放流水質の徹底が図られる。
	大衡村 (市町村設置型)	保守点検 清掃	一括発注により推進している。	適期に清掃を実施することにより、放流水質の安定が図られる。
	色麻町 (市町村設置型)	保守点検 清掃		浄化槽の状況を見ながら監理業者の判断で清掃できる。
	加美町 (市町村設置型)	保守点検 清掃 法定検査	保守点検(年12回)業務・汲取清掃(年1 回)業務を一括し、法定検査費用を上乗せし委 託契約を締結している。	経費の縮減。
福島県	二本松市 (個人設置型)	保守点検 清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績 報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を 条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃(年1回)、法定検査の実施に ついて確約される。
	白河市 (市町村設置型)	保守点検 清掃	年度ごとに「保守点検1回の金額」及び「清掃2 ㎡の金額」を入札で決定し、単価契約により既 設及び新設の浄化槽の保守点検・清掃を委託し ている。	事務の省略化。
	会津若松市 (市町村設置型)	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	個人設置の一般家庭用合併処理浄化槽につい ては保守点検・清掃業者主導で保守点検・清掃・ 検査の一括契約の促進。	
	喜多方市	保守点検 清掃 法定検査	市内の保守点検業者等で構成する推進協議会を 平成24年7月に設立。	浄化槽の総合的な維持管理及び、トラブルに迅速な対応がで きる。
	金山町 (市町村設置型)	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	指名競争入札による委託契約。	一括契約により、費用の軽減が図られ、管理状況が容易に確認 できる。
	昭和村	保守点検 清掃		対象浄化槽の確認・把握のしやすさ、必要業務漏れの防止等
茨城県	-	保守点検 清掃 法定検査	・浄化槽設置届出(建築確認)時に一括契約が 締結されているか確認している。 ・一括契約の締結を設置補助金の要件としてい る。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
栃木県	県内全市町	保守点検 法定検査		
群馬県	-	保守点検 清掃 法定検査	本県の場合、効率化11条検査を導入してお り、保守点検業者に保守点検の契約時に法定検 査の申込みと清掃の契約もいっしょにお願いし ている。従って、保守点検業者が法定検査と清 掃の契約の窓口も兼ねている。	3つの契約を1回で済ますことができる。保守点検の契約をす ることで法定検査と清掃が担保できる。
埼玉県	熊谷市	保守点検 清掃 法定検査	・市報への掲載。 ・ホームページへの掲載。	・使用者の契約の手間が省ける。・維持管理経費の削減。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
千葉県	鴨川市	保守点検 清掃	市で許可する浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃技 術者に併せて浄化槽管理士の有資格者を置くよ う指導し、保守点検と清掃業務を一体的に行え る体制を整えさせている。	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
	長柄町	設置工事 保守点検 清掃	市町村設置型の為、町が業者と契約している。	事務量の減少や、費用についても安価で契約できる。
東京都	小笠原村	保守点検 清掃	コミュニティプラントの維持管理と浄化槽保守 点検、清掃を一括して委託契約を締結してい る。	保守点検、清掃を確実に実施するとともに、使用料を統一す ることにより住民負担の公平性を確保している。
	八王子市	保守点検 清掃 法定検査	市設置型浄化槽の維持管理については、保守点 検、清掃、法定検査それぞれ年間委託契約(単 価契約)	
	青ヶ島村	保守点検 清掃 法定検査	市町村設置型で設置する浄化槽について、保守 点検と清掃、法定検査ごとに年間委託契約。	村が保守点検や清掃、法定検査を委託することで、維持管理が 適正に行える。
新潟県	新潟市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	維持管理費に相当する料金を徴収	
	長岡市 (市町村設置、個人設 置)	保守点検 清掃 法定検査	過去の経緯から業界の将来を見通し、保守点検 業者が会社の健全経営を踏まえ、自主的に経営 に対する取り組みを行っていたもの。	同一業者が全般的な維持管理を行うことにより、浄化槽の状況 がリアルタイムで把握可能となり、迅速で適切なメンテナンス を行うことが可能となっている。
	加茂市 (個人設置)	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	実績報告の際、維持管理契約書を添付してもら う	
	十日町市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査		作業の効率化
	五泉市 (個人設置)	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	実績報告書を提出時に左記契約書を添付させて いる	契約後、保守点検業者が毎年、点検、清掃することになる。
	上越市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査(11条に限る)	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守 点検契約を結ぶ際、委託業務内容に清掃と法定 検査(11条検査)を含めている。	・保守点検の際、清掃が必要な状態が発見された場合に迅速に 対応できる。 ・保守点検を行っている浄化槽の法定検査が確実に受検でき る。

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その3

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成24年12月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
新潟県 (続き)	佐渡市 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	補助金申請の際に、法定検査・清掃を含んだ保守点検業務の委託契約書を必ず添付させる。また、7条検査申込ハガキの写しも同様に添付させている。	
	魚沼市 (市町村設置)	保守点検 清掃		
	南魚沼市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	保守点検、清掃、法定検査をできる業者を対象に入札にて契約。	同一業者が行うことにより、浄化槽の状態をよりよく把握でき、適切な維持管理が可能。
	出雲崎町 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査		使用者の手間を軽減し、維持管理業務を円滑に行える。
	刈羽村 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	村で設置した合併処理浄化槽（50人槽以下）について、年間契約による維持管理を実施。	維持管理業務の一元化。
福井県	南越前町 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	補助事業（個人設置型）で設置する浄化槽について、町に寄付する形で管理者権限を移譲し、個人は下水道料金相当分を町に支払うことで、町が保守点検・清掃・法定検査の管理を行う。	個人は維持管理に関する煩わしい契約事務の負担が減り、また、下水道料金との格差も是正される。
長野県	高森町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査 維持管理誓約 汚泥搬出誓約	施工業者が代行し設計概要書、設置届出書の提出、書類提出時に契約書の写し等を添付してもらう。	施工前に施主に法的な義務が有ることを理解してもらえる。
	阿智村 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査 機器の修繕	交付金対象事業の旧阿智地区・清内地区の設置者は、契約を前提として設置する。浪合地区の設置者は、合併協議により対象外地域となっている。	下水道・農業排水集落施設と同等な、維持管理費で浄化槽の使用が可能となっている。村が排水の水質について関与することができる。
	豊丘村	保守点検 清掃	豊丘村排水処理管理組合（任意団体）への加入。	保守点検料・汚泥汲取り料の低価格化。
岐阜県	-	保守点検 清掃 法定検査	「岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会」（構成員：保守点検業組合、清掃業組合、施工業組合、指定検査機関）が、一括契約を実施。保守点検の営業時等に一括契約を締結。	法定検査率の向上その他浄化槽管理の適正化が図られる。
愛知県	豊田市 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	・維持管理は団体での実施を推奨し、維持管理促進制度を実施 ・維持管理啓発のため、出前講座を実施 ・清掃、保守点検業者、法定検査機関と住民団体との交渉の仲介	住民団体で、維持管理を実施するため、放棄する者が少ない。
三重県	松阪市	保守点検 清掃 法定検査 飯南、飯高管内 (市町村設置型)		
	多気町	保守点検 清掃		対象は、町管理の浄化槽のみ
	大台町	保守点検 清掃		対象は、町管理の浄化槽のみ
	南伊勢町	保守点検 清掃 法定検査	南島地区においては、南伊勢町合理化協定を締結し、南勢地区においては南勢町合理化計画を作成している。新町に移行し、新しい合理化協定は作成中です。	・法定検査・・・一般財団法人 三重県水質検査センター ・保守点検・・・南島地区 南島清掃有限会社 南勢地区 志南清掃株式会社 ・清掃・・・南島地区 南島清掃有限会社 南勢地区 志南清掃株式会社 * 役場管理の浄化槽についてであり、個人管理の浄化槽に関しては行っておりません。
	大紀町	設置工事 保守点検 清掃		
滋賀県	彦根市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組織によるPR 市広報によるPR	11条検査の受検率向上
	甲賀市	保守点検 清掃 法定検査	効率化11条検査により実施	法定検査の受検率が上昇した。
大阪府	枚方市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	一般競争入札により、保守点検・清掃・法定検査（申し込み）を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
	富田林市 (市町村設置)	設置工事 保守点検 法定検査 軽微な補修	PFI方式による市設置型浄化槽整備推進を実施。	大量発注と同等の効果で、経費を節減できる。また職員の事務経費を大幅に軽減できる。民間の営業力を十分に発揮することで、事業の進捗速度が上がる。設置工事と保守点検をセットにすることで、メンテナンスの容易な機種を選定できる。
	大東市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	「戸別浄化槽施設維持管理業務委託」として大東市清掃業組合（浄化槽維持管理業者で組合を設立）と業務委託契約を締結し保守点検・清掃・法定検査（申し込み）を確実に行うようにしている。	一括契約により、適正な維持管理ができる。

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その4

(2) 一括契約の概要（参考事例）

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
兵庫県	神戸市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	神戸市浄化槽指導要綱に基づく指導 浄化槽設置者に対し、建築基準法第6条第1項の 確認の申請又は同法第18条第2項の計画の通知を しようとするとき、確認申請書又は計画通知書 に、設置及び管理の契約業者（浄化槽工事業 者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守管理者）を 記入させた浄化槽管理等届及び指定検査機関の 使用開始検査等承諾書の写しを添付させること としている。 また、浄化槽法第5条第1項の設置届に対しても 同様に指導している。	浄化槽設置者に対し浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の必 要性を認識させるとともに、保守点検、清掃及び7条検査の確 実な実施に寄与している。
	丹波市	保守点検 清掃 法定検査 薬剤補充 槽本体・機器補修	管理組合を組織し、浄化槽管理者が契約対象業 務の実施を組合に委託。受託した組合が指定検 査機関・関係業者と一括契約を締結。	法定検査受検率、保守点検実施率の向上及び適正な清掃実施。
	宍粟市	保守点検 清掃 法定検査	特になし。	適切な保守点検、清掃の実施 法定検査受検率の向上 効果的な薬剤補充とブロワーの修理 不適切業者の排除
	多可町 (加美区・八千代区維 持管理組合)	保守点検 清掃 法定検査	対象区域内の浄化槽管理者が加入する維持管理 組合が行う事業に対し、育成事業補助金を町が 管理組合に交付することにより、一括発注の促 進を図っている。	日常的に適切な維持管理（保守点検、薬剤補充や清掃、機器修 繕）が行える。
	佐用町	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽管理者と保守点検・清掃業務につき年 間契約、指定検査機関である（社）兵庫県水質 保全センターと法定検査について年間契約を締 結。	年間を通じ計画的に作業を実施でき、実施漏れがなくなる。
	神河町	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽管理者と保守点検・清掃業務につき年 間契約、指定検査機関である（社）兵庫県水質 保全センターと法定検査について、年間契約 を締結。	年間を通じ計画的に作業を実施でき、実施漏れがなくなる。
奈良県	川上村	保守点検 清掃		
岡山県	-	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽の設置届出等の受理において、上記の3者 と設置者（浄化槽管理者）との間で4者契約が結 ばれていることを確認している。	適正な保守点検と清掃及び法定検査の受検率向上が図れる。
広島県	三原市 (市町村設置型)	保守点検 清掃		市設置の物は、設置時に分担金をもらい、その後は、世帯割・ 人頭割で使用料金をもらうことで、下水道・農業集落排水と同 様の排水処理費用となるようにしている。市設置事業実施前個 人設置の物も基準を満たすものは寄付により受納を受け、使用 料金を払うことで、同様に扱っている。このことにより、これ に加入している浄化槽については、保守・清掃・法定検査が1 00%実施されている。 その中で、保守・清掃については、一括契約を行っており、 このことにより、保守・清掃の連携がとれ、適正な維持管理が 行われている。
	北広島町 (個人設置型)	保守点検 清掃	町内2地区（旧2町）について、保守点検及び清 掃業務を協議会が業者と一括契約で行う。	適正な維持管理の推進を図ることができる。
	世羅町	保守点検 清掃	町内業者が清掃業務と保守点検業務を兼ねて 行っている。	町内業者2社で業務区域が決められているため効率的な業務を 遂行している。浄化槽管理者にとっては、清掃業務と保守点検 業者が同じであることは分かりやすい。業者にとっても余分な 調整が不要となり適正な時期に清掃が実施できるため浄化槽の 維持管理が効率的に実施できる。
徳島県	那賀町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関か ら構成された協議会が窓口となって普及を推進 させる。	一括契約をすると、町から一律の助成金が出る。
	神山町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関か ら構成された協議会が窓口となって普及を推進 させる。	一括契約をすると、個別で契約するより保守点検、清掃料金が 安価になる。
香川県	三豊市	保守点検 清掃 法定検査	一括契約は、組合（保守点検業者と清掃業者） の啓発活動事業として行っている。	浄化槽の維持管理の3点セットが確実に実施される。 年間の維持管理費用が明確になる。
愛媛県	伊予市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）が主体となっ て、市町の協力のもと一括契約の推進を図っ ている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、 個々に契約する煩わしさがなくなる。 年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ 安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総 合的な検査が行える。 11条検査の実施率が向上する。
	松前町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）が主体となっ て、市町の協力のもと一括契約の推進を図っ ている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、 個々に契約する煩わしさがなくなる。 年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ 安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総 合的な検査が行える。 11条検査の実施率が向上する。

11. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

その5

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成24年12月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
愛媛県 (続き)	久万高原町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）と町が主体となって一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：市町村整備推進事業で設置された50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：同左
	松山市	保守点検 清掃	保守点検の団体及び清掃の団体それぞれが主体となって、一括契約の推進、拡大を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。 年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施される。
	愛南町 (特別目的会社(SPC))	設置工事 保守点検 法定検査 「PFI」方式により行う町営 浄化槽整備推進事業	推進事業の事業を目的とする特別目的会社（SPC）が主体となり、法定検査業務の一括推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：設置工事、保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査が総合的に行える。 11条検査が確実に実施でき、受検率の向上につながる。
高知県	土佐町 (市町村設置型 及び町に寄付 された浄化槽)	保守点検 清掃 法定検査		契約事務の簡素化
	津野町 (市町村設置型)	保守点検 清掃		
福岡県	大牟田市	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽補助申請等の際に浄化槽管理者へ維持管理は一括契約であることを説明する	法定検査受検率が他の自治体に比較して高い
	小郡市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	完了報告書に浄化槽維持管理契約書（写）の添付を義務付けている	補助金により設置した浄化槽は、法定検査（11条）をほとんど行っている
長崎県	諫早市 (市町村設置)	保守点検 清掃	特になし。	事務の簡素化、経費節減
	対馬市	保守点検 清掃		現在一部地域(旧豊玉町区画、並びに峰町区画)において行っている。 住民の保守点検、清掃費用の金銭的負担を抑えることができる。
	西海市 (市町村設置) 雲仙市 (市町村設置)	保守点検 清掃 保守点検 清掃	特になし。 市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検・清掃委託業務契約を結んでいる。	一括発注により業務量を削減することができる。 一括契約により、適正な維持管理や事務が効率的に実施できる。
熊本県	熊本市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理一括契約書（浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、浄化槽協会の四者で行われる契約）の写しを浄化槽設置計画書または届出書の添付書類としている。	浄化槽管理者が浄化槽設置後の維持管理の内容とそれに伴う費用を認識できる。
	玉名市 (市町村設置型)	保守点検 清掃	同業者に年契約として一括契約	定期的な点検・清掃を実施している。
	阿蘇市	保守点検 清掃 法定検査		
	長洲町	保守点検 清掃	年間委託による。	定期的な点検・清掃を実施している。
	和水町	保守点検 清掃	町内では、清掃の許可業者が1社しかいないため、保守点検と清掃と一括契約を実施している。	契約金額が一括で契約しているので安くなる。
	氷川町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	氷川町浄化槽設置整備事業補助金要綱	確実に保守点検・清掃・法定検査を行ってもらえる。
	芦北町 (市町村型のみ)	保守点検 清掃	指名競争入札による保守点検、清掃及び修繕の一括契約	指名競争入札で一括契約することにより、保守点検及び清掃単価を安くすることができる。
	五木村	保守点検 清掃 法定検査	本村における浄化槽清掃及び点検の許可業者が1件のみであるため、設置届出等の際は許可業者との契約及び法定検査機関へ連絡しているかの確認を行っている。	
甲佐町	保守点検 清掃 法定検査	許可業者と連携を図り、保守点検、清掃の維持管理契約に、新たに法定検査まで含めた維持管理契約を浄化槽設置者と締結していただいている。	確実に保守点検・清掃・法定検査を行ってもらえる。	
大分県	玖珠町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し浄化槽管理者へ周知している。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	九重町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し浄化槽管理者へ周知している。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	由布市	清掃 法定検査	市報による広報 清掃業者が清掃時に検査申込のチラシを配布 指定検査機関が検査時に説明し承諾を得る	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	国東市	清掃 法定検査	市報による広報 清掃業者が清掃時に検査申込のチラシを配布 指定検査機関が検査時に説明し承諾を得る	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その1

36

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態							
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合理型 (組合に対し補助)	
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合		
北海道	厚沢部町	合併					10/10	実経費	11条検査に対する補助 使用期間中補助					
	秩父別町	合併								20,000	一律			
	栗山町	合併							実経費から下水道使用料を除いた額(設置後10年間)					
	鷹栖町	合併								5,000/2回 10,000/3回	2回 3回			
	美瑛町	単独・合併								24,000 25,000 26,000 27,000 29,000 19,000	5人槽の場合 6人槽の場合 7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合 単独処理浄化槽	1/2以内		
	比布町	合併					1/2	実経費	設置後6年以降は実績額の1/2 上限額 20,000円 法定検査未受検者不可					
	当麻町	合併					1/3	実経費(10人槽以下)	設置後 法定検査未受検者不可					
	愛別町	単独・合併					1/2	実経費(10人槽以下)	設置後6年以降は定額 人槽ごとの定額補助を5年間実施し、それ以降は人槽に関係なく定額10,000円とし 補助期間は次期改正までとする。	16,500 17,000 17,500 19,000 21,000	5人槽の場合 6人槽の場合 7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合			
	和寒町	単独・合併								9,500	一律			
	東川町	合併								8,000	5人~10人槽	100%		
	剣淵町	合併					1/2	実経費	上限15,000円					
	南富良野町	合併					1/2	実経費(30,000)	設置後5年間					
	東神楽町	合併					1/2	実経費(10人槽以下)						
	中富良野町	合併							設置後5年間 (平成20年度設置分まで対象)	17,850	5人槽の場合	1/2		
	浜頓別町	単独								5,000	一律			
	北見市	合併					全額	実経費						
	紋別市	合併					全額	実経費(8,000)						
	厚真町	合併					1/3	実経費	設置後5年間					
	えりも町	合併					1/2	実経費	設置後3年間					
	芽室町	合併								35,000	5人~10人槽			
上士幌町	合併								25,000	5人槽~10人槽の場合				
雄武町	合併							25,000						
岩手県	遠野市	合併								15,000	一律			
	雫石町	合併								20,000	一律			
	矢巾町	合併				1/2	20,000	設置後10年間						

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その2

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲						補助の形態							
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合理型 (組合に対し補助)		
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合			
宮城県	仙台市	合併									17,000	5人槽の場合	100%		
											20,000	6人槽の場合			
											23,000	7人槽の場合			
											26,000	8人槽の場合			
											32,000	10人槽の場合			
	名取市	合併									13,000	5人槽の場合	100%		
											15,000	6~7人槽の場合			
	利府町	合併									17,000	8~10人槽の場合	100%		
											22,000	5~7人槽の場合			
	東松島市	合併									27,000	8人槽以上の場合	100%		
14,000											5人槽の場合				
16,000											6~7人槽の場合				
富谷町	合併									27,000	8~10人槽以上	100%			
										13,000	5人槽の場合				
										15,000	6~7人槽の場合				
亶理町	合併									17,000	8~10人槽以上	100%			
										9,000	5人槽の場合				
女川町	合併									11,000	6~7人槽の場合	100%			
										13,000	8~10人槽以上				
秋田県	美郷町	合併									(プロア電気料金)	5人槽の場合	定額(年)		
											7,200				7人槽の場合
福島県	南会津町	合併									10,800			(協会運営費として、30千円補助)	
											5,000				
	郡山市	合併										15,000	5~7人槽の場合	100%	
												20,000	8~10人槽の場合		
	大熊町 避難中	合併										70,000	5人槽の場合	100% (下水料金を控除)	
												72,000	6~7人槽の場合		
												73,000	8人槽の場合		
												78,000	10人槽の場合		
												85,000	15人槽の場合		
												84,000	16人槽の場合		
83,000												18人槽の場合			
82,000	20人槽の場合														
120,000	21~30人槽の場合														
150,000	31~50人槽の場合														
猪苗代町	単独・合併										10,000	合併5人槽の場合			
											13,000	合併6~7人槽の場合			
											16,000	合併8~10人槽の場合			
会津美里町	合併										6,000	単独5人槽の場合	100%		
											8,000	単独6~7人槽の場合			
											10,000	単独8~10人槽の場合			
本宮市	合併										12,000	合併(住宅用)	100%		
											7,000	合併5~10人槽の場合			
群馬県	館林市	合併									5,000	5人槽の場合	100%		
											6,000	6人槽の場合			
											7,000	7人槽の場合			
											8,000	8人槽の場合			
											10,000	10人槽の場合			
											3,000				
甘楽町	合併												100%		

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その3

38

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態						
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合型 (組合に対し補助)
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合	
群馬県 (続き)	桐生市 (黒保根町地区のみ)	合併							上段：1年目～5年目 下段：6年目～10年目 29年度を以て廃止	10,000	5人槽の場合	100%	
										5,000			
										13,000			
										6,500			
										16,000			
	8,000												
	高崎市 (倉淵地域のみ)	合併								30%	15,000	5人槽	
40%										20,000	6人槽		
45%										22,500	7～10人槽		
									25%	12,500	専用店舗		
埼玉県	飯能市	合併								25,750	経費の1/2の範囲	100%	
	川越市	合併								12,000	5人槽の場合		
										13,000			
										15,000			
	深谷市	合併					50%	20,000	10人槽以下				
	神川町	合併					50%	20,000	5人槽から10人槽				
	坂戸市	合併									6,500	10人槽以下・第7条検査	50%
2,500											10人槽以下・第11条検査		50%
熊谷市	合併									15,000	5人槽の場合	100%	
川島町	合併					75%	15,000	10槽以下で維持管理費合計額の75%を補助：上限15,000円					
千葉県	成田市	合併							50%	18,000	5人槽の場合		
										21,000			
											24,000	6人槽の場合	
										27,000	7人槽の場合		
										33,000	8人槽の場合		
										33,000	10人槽の場合		
											11～50人槽の場合		
											10人槽までは、騒音地域は50%上乗せ		
	佐倉市	合併								5,000	5～10人槽	100%	
	芝山町	合併								10,000	10人槽以下	100%	
東京都	大田区	単独・合併								4,900	汚泥1klまでごとに単独1.0m ³ 未満	100%	
										8,500		100%	
	品川区	単独・合併								4,900	汚泥1.0kl当り単独1.0m ³ 未満	100%	
										8,500		100%	
	世田谷区	単独・合併								4,900	汚泥1.0kl当り単独1.0m ³ 未満	100%	
										8,500		100%	
	杉並区	単独・合併								4,900	汚泥1kl当り単独1.0m ³ 当り	100%	
										8,500		100%	
	板橋区	単独・合併								4,900	汚泥1kl当り単独1.0m ³ 当り	100%	
8,500										100%			
葛飾区	単独・合併								4,900	汚泥1kl当り単独1.0m ³ 当り	100%		
									8,500		100%		
足立区	単独・合併								4,900	汚泥1kl当り単独1.0m ³ 当り	100%		
									8,500		100%		
八王子市	単独・合併									8,860	全バッキ1.0m ³ 分離バッキ1.5m ³ 腐敗バッキ1.5m ³	約1/2	
										9,630		約1/2	
										11,360		約1/2	

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その4

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態							
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合型 (組合に対し補助)	
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合		
東京都 (続き)	立川市	単独・合併									8,860 9,260 11,360	全バッキ0.8m ³ 分離バッキ1.0m ³ 腐敗タケ1.0m ³ 上記は一例、最大で5.0m ³ まで補助あり	約52% 約46% 約52%	
	青梅市	単独・合併									8,690 11,130	バッキ型0.8m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	昭島市	単独・合併									8,860 9,250 11,350	全バッキ0.8m ³ 分離バッキ1.0m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100% 100%	
	町田市	単独・合併									9,050 11,590 9,440	バッキ型1.0m ³ 未満 腐敗タケ1.5m ³ 未満 小型合併1.5m ³ 未満	100% 100% 100%	
	日野市	単独・合併									8,870 11,360	バッキ分離0.8m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	国分寺市	単独・合併									15,250 17,460 19,400	全バッキ0.8m ³ 分離バッキ1.0m ³ 腐敗タケ1.0m ³	57% 58% 60%	
	国立市	単独									6,000 8,400	バッキ型0.8m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	東大和市	単独・合併									8,891 9,271 11,373	全バッキ1.0m ³ 未満 分離バッキ1.5m ³ 未満 腐敗タケ1.5m ³ 未満	100% 100% 100%	
	清瀬市	単独・合併									8,860 11,350	バッキ型0.8m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	多摩市	単独・合併									8,850 11,340	バッキ型0.8m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	稲城市	単独・合併									7,500 9,310	バッキ型1.0m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	あきる野市	単独・合併									6,090 8,120	バッキ型0.8m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100%	
	日の出町	単独・合併									7,900 11,030	バッキ型1.0m ³ 未満 腐敗タケ1.5m ³ 未満	100% 100%	
	檜原村	単独・合併									24,000 21,000	合併 単独	100% 100%	
	奥多摩町	単独・合併									6,000	合併 単独	100%	
	大島町	単独・合併									9,114 9,513 11,676	全バッキ0.8m ³ 分離バッキ1.0m ³ 腐敗タケ1.0m ³	100% 100% 100%	
	八丈町	単独・合併									8,500 8,500	全バッキ1.0m ³ 分離バッキ1.0m ³	100% 100%	
	神奈川県	平塚市	合併					50%	(保守点検) 17,000 19,000 (清掃) 7,800	9人槽まで 法定検査 10人槽以上 1m ³ あたり			50% 50%	
藤沢市		単独・合併								3,000 1,000	2m ³ まで 2m ³ を超える場合 1m ³ あたり	100% 100%		

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その5

40

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態										
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合型 (組合に対し補助)				
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合					
神奈川県 (続き)	相模原市	単独・合併									20,700	5人槽(嫌気ろ床接触の場合)	100%				
											25,600	6人槽(嫌気ろ床接触の場合)	100%				
											29,400	7人槽(嫌気ろ床接触の場合)	100%				
											33,100	8人槽(嫌気ろ床接触の場合)	100%				
											41,800	10人槽(嫌気ろ床接触の場合)	100%				
神奈川県 (続き)	大井町	合併					100%	(保守点検 17,000 19,000 (清掃) 5,200 10,240 16,960 22,000 27,440)	法定検査 9人槽以下の場合 10人槽以上の場合 5人槽の場合 6人槽の場合 7人槽の場合 8人槽の場合 10人槽の場合				100%	100%	100%	100%	100%
													5,000		一律		
													100%	実経費	清掃		
													33,600	5人槽の場合			
新潟県	長岡市	合併					100%				39,600	6~7人槽の場合					
											45,600	8~50人槽の場合					
											3,700円 (5,500円)	H23年度末をもって廃止された管理組合に加入していた地域は激変緩和策としてH24年度5,500円とし、以降は年900円ずつ減額してH26年度に一律3,700円とする予定。					
	新潟県	見附市	合併				100%		20,000 22,000 25,000 28,000 38,000	5人槽の場合 6~7人槽の場合 8~10人槽の場合 11~20人槽の場合 21~30人槽の場合							
50%以内 50%以内 50%以内 50%以内															13,000 20,000 28,000	5人槽の場合 6~7人槽の場合 8~10人槽の場合 11~50人槽の場合	
富山県	高岡市	合併															
富山県	氷見市	合併									10,000			法定検査(第7条)費用相当(氷見市浄化槽整備推進モデル地区内のみ)			
福井県	福井市	合併															
															50%	50,000	平成23年4月1日以降で設置後5年を経過したプロワ-または排水ポンプの修繕にかかる費用への補助。1件あたり20,000円以上のものに限る。

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その6

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態								
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合理型 (組合に対し補助)		
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合			
山梨県	鳴沢村	合併					100%								
	早川町	合併									5,000	一戸当たり	定額(年)		
	中央市	単独・合併									運営費を交付(基数×500円)				
	富士川町	単独・合併						650,000						(年間65万円)	
	南アルプス市	単独・合併													
	甲府市	合併					・一般家庭(50%) ・営業者(35%) ・市内対象地域居住の生活保護世帯(100%)			水源保護地域における合併浄化槽の維持管理費を対象				組合に対しては、年間事務費として基本額5,000円と一戸当たり、500円の合計額を交付	
長野県	山梨市	合併									10,000	一律(年1回)			
	松本市	合併					50%	20,000	下水道認可区域外						
	飯田市	合併					50%	10,000							
	小諸市	合併					100%	10,000	10人槽以下		15,000	10人槽以下	50%		
										5,000	10人槽以下	100%			
	伊那市	単独・合併					80%	4,000	下水道未供用区域であって、21人槽以下の水質検査費用。但し、法人等と除く。						
	大町市	合併					100%	20,000							
	茅野市	単独・合併									2,000		40%		
	塩尻市	合併					50%	10,000	国道19号拡幅予定区域(補助対象5人槽1基)						
									国道19号拡幅予定区域(補助対象5人槽1基)						
	佐久市	合併					8~25%	8,000							
	南牧村	合併					40%	15,000							
	南相木村	合併					50%	10,000							
	北相木村	合併									10,000		50%		
	青木村	合併					100%	15,000							
							1/3								
							100%	5,000							
							50%		送風機交換費用						
	富士見町	単独・合併									2,000		40%		
	原村	単独・合併									2,000		40%		
	飯島町	合併									10,000		50%		
	松川町	合併					100%	20,000							
							100%								
							50%	20,000	送風機交換費用						
	高森町	合併							費用1万円以下の場合、100円単位以下を切り捨てた額						
						100%		主に住宅用浄化槽が対象							
						50%	20,000	浄化槽全般の修理費用(送風機更新含む)							
阿南町	合併					100%	5,000								
根羽村	合併							維持管理費(定額)から農集排使用料相当額を減じた額							
下條村	合併										11,812	10人槽以下	75%		
											15,750	11~20人槽	75%		
						50%		人槽別補助			25,200~50,000	21人槽以上	75%		
				100%											
喬木村	合併					2/3以内	150,000	本体修繕							
							30,000	付帯設備修繕							
豊丘村	単独・合併					100%									
大鹿村	合併					80%	20,000								

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その7

42

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態						
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合理型 (組合に対し補助)
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合	
長野県 (続き)	木曾町	合併					100%	12,000	維持管理費	12,000	10人槽以下	50%	
	山ノ内町	合併							下水道認可区域外 プロア交換を含む 維持管理費から下水道使用料相当額を減じた額				
	信濃町	合併								10,000	10人槽以下	100%	
静岡県	御前崎市	合併							一部地域(旧浜岡町)について、平成17年3月末時点で居住してい				
	富士市	合併								18,000	5~10人槽	100%	
愛知県	清須市	単独・合併					40%		年1回分のみ				
	扶桑町	単独・合併								1,470	汚泥1kl当り(町が業者に支払)	100%	
	飛島村	合併 (50人槽以下)									清掃費1,200×人槽 保守点検+法定検査(上限18,000)		
	幸田町	合併 (10人槽以下)					50% (上限 20,000)						
三重県	いなべ市	合併				1/2 (修繕費)	年間標準下 水道使用料 金相当額	維持管理費用・修繕費・水道料金					
滋賀県	大津市	合併								20,000	5~50人槽の場合	100%	
	近江八幡市	合併								20,000	5~50人槽の場合	100%	
	東近江市	合併								20,000	5~50人槽の場合	100%	
	高島市	合併								20,000	5~50人槽の場合	100%	
	日野町	合併								20,000	5~50人槽の場合	100%	
	多賀町	合併					50% 50% 50%	30,000 40,000 50,000	5人槽の場合 7人槽の場合 住宅用のみ 10人槽の場合				
京都府	綾部市	合併								20,000	5~10人槽の場合	定額(年)	
	福知山市	合併								33,000	5~10人槽の場合	定額(年)	
	南丹市	合併								5,000~27,000	人槽規模による制限なし	定額(年)	
	宮津市	合併								20,000	5~10人槽の場合	定額(年)	
	伊根町	合併								15,000	5~10人槽の場合	定額(年)	
	与謝野町	合併							(年間の維持管理に係る費用-下水道使用料)	10人槽以下の浄化槽が対象(住宅用浄化槽の場合)	12,000~72,000	人槽規模による制限なし(住宅用以外の浄化槽)	定額(年)
	与謝野町	合併											
大阪府	和泉市	合併								10,000	50人槽以下の浄化槽が対象	定額(年)	
	河内長野市	合併								5,000		定額	
	東大阪市	単独・合併									助成額 浄化槽の有効容量 (一般家庭) 1300円 1.5立法メートル以下 1500円 1.5立法メートルを超えるもの (事業所その他) 1300円 2.5立法メートル以下 1400円 2.5立法メートル~3.0立法メートル以下 1500円 3.0立法メートル~3.5立法メートル以下 1600円 3.5立法メートル~4.5立法メートル以下 1700円 4.5立法メートル~5.5立法メートル以下 1800円 5.5立法メートル~6.5立法メートル以下 1900円 6.5立法メートル~7.5立法メートル以下 2000円 7.5立法メートルを超えるもの	定額	

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その8

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態							
		単独・合併 の別	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	実費型			基準額型			管理組合型 (組合に対し補助)	
							補助 割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助 割合		
兵庫県	三田市	合併									21,600 - 37,300	5 - 10人槽の場合	40%	
	多可町 (旧加美町、旧八 千代町の区域)	合併						10,000						
	市川町	合併									11,000		100%	
	朝来市	合併									10,000			定額(年)
	丹波市	合併												浄化槽整備区域の管理 者で組織する浄化槽管 理組合に対し、予算の 範囲内で人件費及び保 守点検に係る業務費相 当額を補助
	宍粟市	合併									5人槽の場合 「定額分(円)」 自治会施設 40,000 1人世帯 32,000 2人世帯 25,000 3人世帯 18,000 4人世帯 11,000 5人世帯 4,000 6人以上の世帯 0 人槽規模・区域に より価格変更あり	5 - 21人槽まで規定	補助割合は一 定ではない 10人槽で1 人使用の場合 58,000円の補 助となり、5 人槽で6人 以上使用の場 合は補助額は0 円となる	
佐用町	合併					共有 浄化 槽の み			1基当たり基本料2,000円 + 300円/人で料 金聴取後不足額は全額町負担				町の特別会計で処理	
奈良県	大和郡山市	合併									1世帯 3,600		100%	
	平群町	合併									1世帯 700		100%	
鳥取県	湯梨浜町	合併									限度額280,000		100%	
	江府町	合併									実費 - (基本料金 + 世帯員割)			
島根県	出雲市	合併									20,000	10人槽まで	100%	
岡山県	玉野市	単独・合併									2,800		100%	
	勝央町	合併					100%		負担金					
	西粟倉村	単独・合併							農業集落排水施設使用料との差額を町が 負担する(農集区域外のみ)					
	赤磐市	単独・合併					100%		汚泥処分費					
広島県	北広島町 (旧芸北町)地域	合併					100%		住民負担金事業委託の差額を補助					
	北広島町 (旧大朝町)地域	合併					100%		推進協議会全体の不足額を補助(法定検 査費用については3年に1度補助する。)					

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その9

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態						
		単独・合併の別	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	実費型			基準額型			管理組合型 (組合に対し補助)
							補助割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助割合	
広島県 (続き)	北広島町 (旧千代田町)地域	合併					100%		下水道使用料との差額を限度額内で補助				
	北広島町 (旧豊平町)地域	合併					100%		下水道使用料との差額を限度額内で補助				
徳島県	那賀町	合併						2,000	清掃, 保守点検, 法定検査の全てを実施することが補助要件				
香川県	琴平町	合併								15,000	5人槽の場合	100%	
	三豊市	合併							専用住宅のみ	30,000	一律		
愛媛県	松山市	合併								10,000	10人槽以下	100%	
福岡県	久留米市	合併								10,000	一律	100%	
	宗像市	合併							10,000	5人槽	維持管理委託 契約額から 56,760円を控 除した額 (1,000円未 滿切捨て)		
									18,000	6人槽			
									24,000	7人槽			
									29,000	8人槽			
	筑前町	合併							15,000	5人槽			
									20,000	6~8人槽			
25,000									10人槽以上				
東峰村 苅田町 みやこ町 上毛町	合併							50,000	10人槽以下		100%		
	合併							25,000	10人槽以下		100%		
	合併							15,000	10人槽以下		100%		
佐賀県	鳥栖市	合併								15,000	5~10人槽の場合	100%	
	吉野ヶ里町	合併					100%						実経費から農集利用料 相当額(自己負担)を 差し引いた額を維持管 理協議会に補助
	上峰町	合併					100%		農集排加入希望世帯で国への申請で落とされた7世帯のみの補助。実経費と農集利用料相当額の差額を補助				
	玄海町	合併					100%						
長崎県	大村市	合併						年間維持管理費から下水道使用料相当額を差し引いた額と基準額を比較して、金額の低い方を補助額とする。	基準額 5人槽(通常) 25,000 5人槽(高度) 30,000 7人槽(通常) 29,000 7人槽(高度) 36,000 8人槽以上(通常) 32,000 8人槽以上(高度) 39,000 専用住宅のみ対象				

12. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(平成24年12月末現在)

その10

都道府県名	市町村名	対象となる維持管理費用の範囲					補助の形態								
		単独・合併 の別	保守 点検 費用	清掃 費用	法定 検査 費用	電気 代	実費型			基準額型			管理組合型 (組合に対し補助)		
							補助 割合	上限	備考	基準額(定額)	基準額の人槽	補助 割合			
長崎県 (続き)	佐々町	合併									29,000 32,000	5人槽の場合 7人槽の場合	100% 100%		
	雲仙市 (愛野町、千々石 町地区)	合併						30,000				50人槽以下			
	雲仙市 (国見町、小浜 町、南串山地区)	合併						12,000	清掃費用		6,000 7,000	法定11条検査 20人槽以下 21人槽以上50人槽以下	100% 100%	業務実施機関(指定検 査機関及び清掃業者) へ支払い	
	時津町	合併									月額 1,000				
熊本県	西原村	合併									10,000		100%		
											維持管理費補助の対象浄化槽は浄化槽設置補助金				
	苓北町	合併										10,000	5人槽の場合	100%	
												11,000	6人槽の場合	100%	
												14,000	7人槽の場合	100%	
												16,000	8人槽の場合	100%	
												18,000	9人槽の場合	100%	
21,000	10人槽の場合	100%													
宮崎県	日向市(東郷町)	合併									1/3				
	西米良村	合併									21,000	5人槽の場合	100%		
	美郷町	合併									17,800	5人槽の場合	100%		
	諸塚村	合併									50%	24,000			
合計			127	154	121	16									

13. 浄化槽管理者講習会の実施状況

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	講習会の開催		開催回数	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	開始年	主催者等		備考
	実施	未実施						都道府県	都道府県以外	
北海道			年1回	浄化槽管理者 浄化槽関係業者	浄化槽の正しい使い方に関する講習	別海町浄化槽利用維持管理組合定期総会	H11	別海町		注1. 浄化槽管理者(別海町合併処理浄化槽設置整備事業で浄化槽を設置した者) 注2. 浄化槽関係業者(浄化槽施工業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者)
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県			年1回	新規設置者 既設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 使用上の注意について	浄化槽セミナー	H17	市町村 指定検査機関		浄化槽設置整備事業を実施している市町村において1市町村を選定し実施。
山形県			地区ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 使用上の注意について	浄化槽新規設置者講習会	S56	市町村 指定検査機関		
福島県			12回	新規設置者等	管理者の義務について 必要な手続きについて 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について		H12	市町村		6市町において実施
茨城県										
栃木県										
群馬県			地区ごとに年4回～10回	新規設置者等	管理者の義務について 使用方法について	浄化槽教室				
埼玉県			地区ごとに開催 年8回 一部の市町で年1回程度	使用者等	浄化槽の仕組み・構造について 管理者の義務について 日常の維持管理について	浄化槽管理者講習会等	H18等	市町		市の一部で実施
千葉県			5回(平成24年度)	浄化槽管理者等	浄化槽の仕組み・働き 浄化槽の管理・清掃 法定検査 水質測定実習	浄化槽講習会	H21	NPO法人 指定検査機関 維持管理業団体		開催地市町村に協力依頼 NPO法人環境カウンセラー 千葉県協議会に講師依頼
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県	該当なし									
福井県			地区ごとに開催 全体で年18回程度	新規設置者 法定検査C判定者	日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	S58	県以外の機関		県浄化槽協会へ委託
山梨県			県内5地区で地区ごとに年3回開催	新規設置者設置者	浄化槽の維持管理、清掃、法定検査について	浄化槽設置者講習会	H23	権限を移譲した市		
長野県			市町村において年1回～12回	新規設置者等	浄化槽の維持管理について等	浄化槽設置者講習会	-	市町村、維持管理組合等		管内全域又は各地区において年1回実施 市町村又は維持管理組合が実施
岐阜県			地区事務所ごとに年2、3回		浄化槽の仕組み・構造について 管理者の義務について 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	S60			
静岡県			県と市町で連携し、各市町ごとに開催(年間約50回)	新規設置者	管理者の義務について 使用上の注意について 日常の維持管理について	浄化槽新規設置者等講習会	H1	政令市、権限移譲市、市町		市町、指定検査機関、浄化槽協会の協力を得て実施
愛知県										
三重県										
滋賀県			年間5回 年間35回 年間1回	国庫補助対象浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について 法定検査の受検について 補助金申請の手続きについて	浄化槽講習会 浄化槽補助金説明会 合併浄化槽維持管理研修会	H13年度 不明 H21年度	彦根市 近江八幡市 高島市		近江八幡市： 申請者に対し個別に開催しているため回数が多い(35回)
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県			市町村ごとに開催 昨年度実績23回	新規設置者 既設置者 浄化槽関係者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について	浄化槽管理講習会	H18	市町村 和歌山県法定検査推進協議会		開催していない市町村も有り
鳥取県			地区ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	S62	権限移譲市町 県浄化槽協会		
島根県			保健所管内ごとに開催		浄化槽法について 浄化槽の仕組み・構造について	新設浄化槽ユーザー講習会	H24	指定検査機関、(一社)島根県浄化槽協会		指定検査機関と浄化槽協会が独自事業として共催
岡山県			年3回	過去1年間に新規設置した設置者及び11条検査不適性浄化槽の設置者	浄化槽法のあらまし 生活排水対策について 浄化槽の構造・正しい使い方	浄化槽設置者講習会	H19年度	倉敷市 (後援) 倉敷市環境衛生協議会 (社)倉敷環境検査センター		平成24年2月3日実施 33名参加 平成24年2月9日実施 41名参加 平成24年2月16日実施 43名参加 (社)倉敷環境検査センターに業務委託
広島県			三原市で年2回、3市でそれぞれ年1回	新規設置者	浄化槽法・浄化槽の仕組み・適正な使用・管理について	浄化槽設置者講習会	H21年度	竹原市・三原市・福山市・東広島市・(公社)広島県環境保全センター		竹原市：過去5年間、三原市：過去2年間、福山市・東広島市：過去1年間の新規設置者
山口県			5県保健所：21回 下関市：10回 山口市：3回	浄化槽設置者	浄化槽のしくみや維持管理の重要性、浄化槽を使用する上での注意事項など	浄化槽設置者講習会	県：S63 下関市：H20 山口市：H23	下関市 山口市		
徳島県			総合県民局・保健所・検査機関で開催 年間約50回	新規設置者 転換設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について	浄化槽教室	-	指定検査機関		指定検査機関に委託

13. 浄化槽管理者講習会の実施状況

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	講習会の開催		開催回数	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	開始年	主催者等		備考
	実施	未実施						都道府県	都道府県以外	
香川県			年17回(年度予定)	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 浄化槽の普及状況について	浄化槽設置届出者講習会	H9			指定検査機関に委託
愛媛県										
高知県			保健所ごとに年1回	浄化槽管理者等県民	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 浄化槽の普及状況について	浄化槽適正管理講習会	H15		指定検査機関	指定検査機関に委託
福岡県			1指定検査機関で年2~3回	浄化槽工事 保守点検 清掃業者	施工・保守点検・清掃に関する留意点等をメーカーが講習	浄化槽施工・維持管理技術講習会	H19		指定検査機関	1指定検査機関で実施
佐賀県			旧保健所地区ごとに月9回 年間108回	浄化槽管理者(使用者)、浄化槽設置直前の住民	必要な手続きについて 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	H4		県と次の3者として4者共催 (財)佐賀県浄化槽協会 (財)佐賀県環境科学検査協会 佐賀県浄化槽普及促進協議会	
長崎県	○		年2回	浄化槽管理者、浄化槽関係業者	・浄化槽法について ・浄化槽設置整備事業について ・浄化槽法定検査について ・浄化槽の構造・管理について	・五島保健所地区浄化槽研修会 ・対馬地区浄化槽講習会	H24 H22		(一財)長崎県浄化槽協会	
熊本県			一部の地区で年1回	新規設置者 法定検査不適正管理者 法定検査受検拒否管理者	浄化槽法について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について	浄化槽講習会	H16			地方機関の一部で実施 特に、平成23・24年度の2年間については、法定検査受検率向上を図るため保健所において浄化槽支援員を雇用して新規設置者を対象に講習会を実施。
熊本県 宇土市			1回	新規設置者 法定検査不適正管理者 法定検査受検拒否管理者	浄化槽法について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について	浄化槽管理者講習会	H23		宇土市	
大分県			保健所ごとに年1、3回	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について 公共用水域の現状について	浄化槽管理者講習会	H17			
宮崎県			県内13会場で開催計158回(H23年度実績)	設置直前の住民	管理者の義務について 日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	H16			
鹿児島県										
沖縄県			保健所ごとに月1回 計72回	新規設置者	管理者の義務について 法定検査について	浄化槽設置者講習会	H13			保健所職員による実施

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	8	伊達市普通河川管理条例 森町普通河川管理条例 札幌市開発行為等における汚水放流の指導要綱 初山別村個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例等	、管理者の許可 条件付き放流 管理者への届出等
青森県	1		放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
岩手県		河川法第24条	管理者の許可
宮城県	5	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 水質汚濁防止法 南三陸町生活排水の処理に関する条例	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 管理者の許可
山形県	4	河川法第24条	管理者の同意
福島県		各市町村の浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
茨城県	19	法定外公共物管理条例	管理者の許可
栃木県		足利市法定外公共物の管理に関する条例第5条	管理者の同意、利害関係人の同意
埼玉県		さいたま市浄化槽取扱指導要綱	管理者の許可
千葉県		千葉県水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例	条例が適用となる浄化槽については条例で定める排水基準を満たすこと。
	3	八街市法定外公共物管理条例 香取市法定外公共物管理条例 横芝光町まちづくり指導要綱	管理者の許可・同意
東京都		水質汚濁防止法	特定施設・指定地域特定施設に該当する浄化槽は、条例に基づく上のせ基準を適用
		東京都生活排水対策指導要綱	BOD・COD・全窒素・全磷の上のせ指導
神奈川県		(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) ・開発等事業指導要綱技術基準	(神奈川県による規制) ア 河川水が滞留していない場所であること。 イ 原則として直下に飲料水の取水がない場所であること。 ウ 浄化槽の位置と放流先河川の位置に高低差があるような場合、放流水が近隣に飛散しないよう水面に近い位置で放流を行えるような構造であること。 (市町村独自) ・排水量が100m ³ /日以下 - BOD20mg/l以下に ・排水量が100m ³ /日以上 - BOD15mg/l以下に
新潟県	2	・湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱 第32条 ・燕市公共物管理条例(平成18年3月20日条例第159号)	・放流先河川等の管理者の同意 ・管理者の許可、利害関係人等の同意書など
石川県		浄化槽法施行規則第一条の二	放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下 生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上
福井県	1	勝山市公害防止条例第18条の(2) ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めたところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であつて、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合	市職員による確認、許可が必要。
長野県	11	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を公共用水域に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。 ・所定の処理水質を満足していること
静岡県	3	浜松市普通河川条例、清水町普通河川条例	管理者の許可
愛知県	7	・刈谷市法定外公共物の管理に関する条例第4条第2項、第6条、名古屋都市下水路条例 ・明治用水土地改良区管理阻害補償規程、同施行細則	・管理者の許可 ・明治用水土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受け、管理阻害補償金を納入する。なお、明文化はされていないが、同土地改良区の管理に属さない水路に浄化槽処理水を排水する場合は、建築物の排水について申請し同意を得る。
三重県	1	志摩市浄化槽指導要綱	

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
滋賀県		滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市法定外公共物管理条例第5条 河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 設置する浄化槽は、次の各号に適合するものとする。 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市法定外公共物管理条例第5条第1項および第2項】 次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りではない。 (1)法定外公共物の敷地を占有すること。 (2)法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、または除去すること。 【河川法第26条第1項】 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
京都府		・京都府浄化槽の設置等に関する要綱 他(各市町村も同様の運用) ・京都市浄化槽取扱指導要綱 ・八幡市開発指導要綱第18条第1号	・同要綱第8条第1号:浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。 ・同要綱第5条第1号:放流水が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所 ・BOD20ppm以下
大阪府	1		用水に使用している場合は、関係水利組合と協議
兵庫県		水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。
	37	瀬戸内海環境保全特別措置法	排水量による規制基準がある。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有する浄化槽を設置しなければならない。備考:単位は、BOD mg/l日間平均値
和歌山県		水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。
	15	瀬戸内海環境保全特別措置法	排水量による規制基準がある。
岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	3	竹原市浄化槽取扱指導要綱 大竹市浄化槽指導要綱 江田島市浄化槽取扱指導要綱第6条(7)	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
徳島県	1	鳴門市法定外公共物管理条例第4条	条件付放流
愛媛県	3	内子町:内子町浄化槽設置指導要綱第4条第1項 愛南町:愛南町法定外公共物管理条例 西予市:西予市法定外公共物管理条例	当該地区の住民代表と協議 管理者の許可 管理者の許可
長崎県	2	長崎市(長崎市浄化槽指導要領) 新上五島町(新上五島町普通河川等管理条例)	長崎市(管理者又は所有者の許可又は承諾(都市下水道、河川、私設水路等)) 新上五島町(管理者の許可、条件付き放流)
熊本県	43	熊本県浄化槽取扱要領第15条 他(各市町村も同様の運用)	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
大分県		水質汚濁防止法第5条 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条	水質汚濁防止法第5条の規定に基づく設置届 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定に基づく許可
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。

注) 数字は市町村数

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	②農業用水路に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	8	伊達市土地改良施設管理条例 東川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 など	管理者の許可
青森県	2	・稲生川土地改良区他目的使用規程 ・根拠法令なし	・管理者の許可 ・放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
岩手県	2 (使用許可を必要とする土地改良区が関係する市町村数)	土地改良区管理施設及び土地使用許可に関する規程等	管理者の許可、条件付き放流
宮城県	7	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 水質汚濁防止法 多賀城市開発指導要綱第14条第3項及び第4項	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 水利組合の同意 管理者の許可
秋田県	○	鹿角土地改良区域施設維持管理規定	管理者の許可
山形県	14	土地改良区定款、規程	管理者の同意、基準該当設備であること
福島県	○	土地改良法第56条	土地改良区との協議 自治会等の同意
茨城県	26	土地改良法	管理者の許可
栃木県	○	足利市法定外公共物の管理に関する条例第5条	管理者の同意、利害関係人の同意
群馬県	○	群馬県浄化槽指導要綱 前橋市浄化槽指導要綱 高崎市浄化槽指導要綱	所有者又は管理者と協議を行うこと
埼玉県	○	埼玉県浄化槽設置指導要綱	管理者の許可
千葉県	4	千葉県干潟土地改良区土地改良施設他目的使用に関する規程 千葉県大根土地改良区施設管理規則 土地改良区施設維持管理規程 多古町法定外公共物管理条例	管理者の許可・同意
神奈川県	○	浄化槽指導要綱	ア 原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を収容できる規模であること。 イ 側溝等は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。
新潟県	3	・湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱 第32条 ・(不明) ・(不明)	・放流先河川等の管理者の同意 ・管理者(土地改良区)の許可 ・事前に土地改良区(工区委員長)との協議が必要。その後、「土地改良施設使用承諾申請書」などの必要書類を添えて申請手続きを行う。
福井県	1	勝山市公害防止条例第18条の(2) ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水道であつて、市長が支障なしと認めたところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であつて、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水道に接続されている場合	市職員による確認、許可が必要。
長野県	9	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を水路に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。 ・所定の処理水質を満足していること
岐阜県	5	多目的使用並びに手数料徴収規約 第3条 施設の使用	管理者の許可又は同意
愛知県	12	・明治用水土地改良区管理阻害補償規程、同施行細則 ・矢作川南部吉良土地改良区の規定	・明治用水土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受け、管理阻害補償金を納入する。なお、明文化はされていないが、同土地改良区の管理に属さない水路に浄化槽処理水を排水する場合は、建築物の排水について申請し同意を得る。 ・管理者の同意 ・明文化されていないが、排水経過報告書の提出
三重県	4	四日市市浄化槽指導要綱	管理者又は権利者がある場合には、事前の協議に努めること。
滋賀県	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 土地改良法第56条	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【土地改良法第56条】 第1項 土地改良区は、農業用排水施設の施設の新設、管理、廃止又は変更を行なう者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。 第2項 土地改良区は、その管理する農業用排水施設その他の土地改良施設(土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。)が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設(以下この項及び次項において「他用途施設」という。)の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めすることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意(その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その承認)を得なければならない。
京都府	1	・八幡市開発指導要綱第18条第1号	・(規制条件) BOD10ppm以下
大阪府	1		関係水利組合と協議
	1	松原市開発指導要綱	水利関係団体及び排水施設の管理者との協議
岡山県	○	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	3	①竹原市(管理者の利権) ②三次市浄化槽取扱指導要綱 ③大竹市浄化槽指導要綱	①農業用水路には利権がある場合があるので管理者の許可。 ②管理者の同意を取るよう指導している。 ③所有者等と協議をして認められれば放流してもよい。
徳島県	1	管理者の管理権限	水利権者の放流同意の提出

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	農業用水路に放流する場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
愛媛県	2	八幡浜市：慣習（地元の取り決め）	水田に入る水路には放流できない。
		内子町：内子町浄化槽設置指導要綱第4条第1項	当該施設管理者と協議
佐賀県	2	・佐賀市土地改良区多目的使用並びに手数料徴収規定 ・伊万里市法定外公共物管理条例第4条第3号	・浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、使用料を納付しなければならない ・地元区長、生産組合長の放流同意書、誓約書の提出
熊本県	43	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他（各市町村も同様の運用）	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
大分県		土地改良法56条	管理者との協議
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 （ア）環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 （イ）放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。

注) 数字は市町村数

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在)

その1

都道府県名	道路側溝に放流する場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
北海道		(市町村独自) 北見市道路占用規則 津別町道路専用料徴収条例 (北海道による規制) 「生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占有の取り扱いについて」(北海道建設部長通知) 道路法第32条の道路占有許可申請に対する道道における許可条件を定めたもの。	(市町村独自) 管理者の許可。 (北海道による規制) 管理者の許可。 許可は、合併処理浄化槽排水のみ、流下能力に余力がある場合のみ等条件付き
青森県	2	・十和田市道路側溝等への浄化槽処理水の放流に関する要綱 ・根拠法令なし	・管理者の許可 ・放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
岩手県	(県が管理する道路での規制)	岩手県県土整備部長通知	管理者の許可、条件付き放流
宮城県	7	道路法第32条 水質汚濁防止法	管理者の許可 道路管理者との協議
山形県	4	道路法第32条	管理者や自治会等の同意
福島県	7	町下水道条例	管理者の許可、自治会等の同意
茨城県		道路法	管理者の許可、条件付き放流
栃木県		道路法第32条	管理者の同意、利害関係人の同意
群馬県		平成13年3月12日土木部長通知(道維219号)	10人槽以下の合併処理浄化槽であること。 道路側溝が農業用水路と併用である場合は、用水管理者の承諾があること。
埼玉県	39	(県による基準を採用しているもの) 該当事項がない場合は()も含め記載しない (市町村による規制) 市町村の浄化槽設置要綱等 市町村の道路占有規制等 その他内部文・要綱等	(道路占有規制等) 道路管理者の許可 (その他) 流末まで長尺U字型道路側溝が整備されている場合に限り、放流可とする
千葉県	5	道路法 八街市道路占用規則 香取市道路占用条例 多古町法定外公共物管理条例	管理者の許可・承諾
東京都		道路法・河川法	道路管理者・河川管理者の占用許可書の添付を求めている。(ただし鳥しよ部をのぞく)
神奈川県		(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 相模原市道路占用許可基準要綱 19条	(神奈川県による規制) ア 原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を収容できる規模であること。 イ 側溝等は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。 (市町村独自) ・管理者の許可、浄化槽の構造・放流水質、区域制限
新潟県	2	・湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱 第32条 ・燕市道路工事承認規則(平成18年3月20日規則第137号)(適用範囲)第2条、(工事の承認申請)第3条	・道路管理者の同意 ・管理者の許可、他法令の許認可書等写し、隣接の土地所有者等関係権利者の同意書など
福井県	1	勝山市公害防止条例第18条の(2) ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めるところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合	市職員による確認、許可が必要。
長野県	9	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を側溝に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。
岐阜県		道路側溝は元来、雨水排除が目的で設置排水の流入は流量算定対象外 道路管理事務担当者会議質疑応答集(監修 建設省道理局路政課)	(県道)道路側溝へは目的外の排水の流入は原則認めていない。
愛知県	3	・弥富市道路管理規則	・流末処理が可能な場合に限り、承認工事により接続承認 ・明文化されていないが、土地改良区等への排水放流承認願の提出
三重県	3	なし	道路側溝の加工申請の際に水利組合又は管理者の同意書の提出を求める。
滋賀県		滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、2号 道路法第24、32条 市法定外公共物管理条例第6条	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【道路法第24条】 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在)

その2

都道府県名	道路側溝に放流する場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
滋賀県 (続き)			<p>【道路法第32条】 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 二 道路の占用の期間 三 道路の占用の場所 四 工作物、物件又は施設の構造 五 工実施の方法 六 工事の時期 七 道路の復旧方法</p> <p>【市法定外公共物管理条例第6条第1項および第2項】 次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「占有者等」という。)が許可に係る事項を変更しようとするとき、及び許可の期間満了後も引き続き占有等をしようとするときも、同様とする。 (1)法定外公共物の敷地を占有すること。 (2)法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。</p>
大阪府	1		用水に使用している場合は、関係水利組合と協議
岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	2	(竹原市)国や県の道路管理の運用に順ずる。 大竹市浄化槽指導要綱	道路側溝への生活排水は原則認めていない。側溝や水路の使用は管理者の許可がある場合がある。放流は認めない。ただし、他に適切な放流先が無い場合、管理者等が認めるときは放流してもよい。
徳島県		道路法	原則認めない(県管理の道路についてのみ)
佐賀県		滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1項第1号および第2号	第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
長崎県	2	長与町(長崎県道路関係例規集) 新上五島町(道路法第32条)	長与町(管理者の許可) 新上五島町(管理者の許可,条件付き放流)
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要綱第15条、熊本県道路占用許可基準要綱 他(各市町村も同様の運用)	<p>熊本県浄化槽取扱要綱第15条</p> <ul style="list-style-type: none"> 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 <p>熊本県道路占用許可基準要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理した上で、外に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。 側溝への放流量が側溝の設計放流量の許容範囲内であること。 開発等に係る大規模な放流にあっては、必要に応じたため柵又は阻集器を設置させること。
大分県		道路法第32条	管理者の許可
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (イ)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
沖縄県		道路法	管理者の許可

注) 数字は市町村数

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その1

都道府県名	地下浸透させる場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
北海道	3	(市町村独自) 遠軽町公共下水道条例及び施行規則 札幌市浄化槽指導要綱 第3条第2項 千歳市個別排水処理施設の整備に関する条例 (北海道による規制) 北海道浄化槽事務ガイドブック 第5-4 地下浸透放流は、浄化槽の処理水を公共水域等に放流せず土壌に浸透させる放流の一形態で、これによる場合は、十分地下浸透能力を有する土壌に覆われており、生活環境保全上又は利水上支障を生ずる恐れがない場所で、かつ、次によること。 井戸その他の飲料水源から30m以内は認めない 地下水位が1.5m以深であること ほか	(市町村独自) 管理者の許可 条件付き放流 宅地内設置 (北海道による規制) 条件付き放流
岩手県		「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」 (県が届出等を受理する場合)	事前協議により、地下浸透に係る安全性の確認
宮城県	4	仙台市浄化槽指導要綱 川崎町浄化槽放流の地下浸透に関する指導要綱 山元町浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱	地下浸透を行わないこと 事前協議書、維持管理に関する誓約書等
秋田県		秋田県浄化槽指導要領	条件付き放流
山形県		(市町村独自規制) 山形市生活排水処理対策指導要綱 (県による規制) 浄化槽法関連市町村事務処理マニュアル	(市町村独自) 地下浸透は認めていない (県による規制) 条件付き放流(基準に適合した設備であること)
福島県		福島県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	条件付き放流
茨城県		浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて (昭和62年7月10日付環境管理課長・建築指導課長通知)	地下浸透は認めていない
栃木県	21	足利市浄化槽指導要綱第3条、足利市浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準	条件付き放流
群馬県		群馬県浄化槽指導要綱 前橋市浄化槽指導要綱 高崎市浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示1292号第5の構造に準ずること。地下浸透処理装置は、隣地境界線から3m以上離れていること。また、付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30m以上離れていること。地下水位は年間の一番高いときで、地表面から1.5m以上の深さにあること。
埼玉県		さいたま市浄化槽取扱指導要綱	認めない
千葉県		千葉県浄化槽取扱指導要綱	適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
東京都		東京都合併処理浄化槽放流の地下浸透に関する指導要綱	・処理対象人員が50人以下であること。 ・浸透箇所から水平距離で30m以内に飲料用井戸がないこと。 ・BOD10mg/L・全窒素10mg/L以下の処理能力を有する浄化槽で、大腸菌対策として都の指定基準に合致するもの
神奈川県		(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 海老名市開発指導要綱に基づく細則の手引書	(神奈川県による規制) 浄化槽放流水をやむを得ず地下浸透処理する場合は、次によること。 ア 吸水性の良い土質であり、地下水等の浸ししない場所であること。 イ 処理装置は、浄化槽放流水その他地下浸透処理する全ての排水を処理できる規模であること。 ウ 飲用に用いる井戸との距離が5m以上あること。 エ 地下浸透に関して市町村の規制がある場合、関係行政機関の意見を聞くこと。 (市町村独自) ・飲料用井戸から一定の距離があるなど
新潟県		保健所長・土木事務所長あて部長通知 「浄化槽設置届出等の事務処理について」	条件付き放流 (トレンチの構造、周辺地下水との関係など)
富山県		建築基準法、富山県浄化槽事務取扱要領	原則として地下浸透は認めていない
福井県		建築基準法施行細則第12条3	
山梨県		山梨県浄化槽指導要綱第5条第2項 付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 (1) トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。 (2) 浸透速度が速い場所に設置する場合にあっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。 (3) 日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。 (4) 隣地境界線からおおむね1メートル以上離れた場所に設置すること。 (5) 地下水位が地表面から1.5メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で30メートル以上離れた場所に設置すること。	条件付き放流(条件は、左記のとおり)

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その2

都道府県名	地下浸透させる場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
長野県		し尿浄化槽表流水の地下浸透に関する指導基準	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な地下浸透速度 ・地下浸透装置の構造 ・十分な地下浸透面積の確保 ・地下浸透装置の維持管理 ・所定の処理水質の満足
岐阜県		現地機関あて通知	<ul style="list-style-type: none"> ・原則認めていない。蒸発散も含め放流先が無いこと。現地機関による事前確認
静岡県	2	(静岡県) 静岡県浄化槽取扱要綱 (浜松市独自) 建築基準法第19条第3項	<p>(静岡県) 適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を次により地下浸透させる場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水が滞留しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 ・浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれがなく、かつ、隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ・浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 <p>(浜松市独自) 下記の内容を記した誓約書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民への説明を行った旨及び苦情へ対応する旨 ・浸透槽を2槽設置する旨 ・浄化槽の適正な維持管理を行う旨 ・道路側溝が整備された際には排水接続を行う旨
三重県		三重県浄化槽指導要綱	<p>1 地下放流方式については、原則として次の各号に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画区域内にあっては、処理対象人員が50人以下のものであること。 (2) 構造承認を受けた浄化槽と、これからの放流水を土壌に均等に散水して浸透させる装置とを組合せた構造とすること。 (3) 地下浸透部分は、地下水位が地表面から1.5m以上深い地域に、かつ、土壌の厚さが1m以上の区域に設けること。また、井戸、その他の水源及び隣地境界から水平距離30m以内の位置並びに崩壊等の災害の生じる危険のある区域に設けないこと。 (4) 処理対象人員1人(50リットル/日)当りの浸透部分の面積は、一般の土壌の場合4m²以上とし、浸透の良くない土壌の場合は、浸透速度等により必要面積を算出すること。 (5) 一般の土壌の場合、散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。トレンチの幅は50cm以上90cm以下、深さ60cm以上とし、トレンチの低部には15cm以上の砂をしき、その上部に10cm以上の砂利で囲った散水管を敷設し砂で埋戻すこと。砂で埋戻した上部は5cm以上の覆土を行うこと。 (6) 散水管相互の間隔は、2m以上とすること。散水管の流入口から末端までの距離は、20m以下とすること。 (7) 散水管の径は10cm以上の有孔管とし、孔は管底に設けて孔径は1cm程度とすること。 (8) 散水管の流入部と管末に水位点検孔を設けること。 (9) 浸透部分の能力に支障を生じた場合は、トレンチの砂等の交換を行うこと。 <p>2 上記以外の方式で1と同等以上の性能があると認められるものとする。</p>
滋賀県		滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第3号 市町浄化槽取扱要綱第4条第3号	<p>【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。</p> <p>【市町浄化槽取扱要綱第4条】浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。</p>
京都府	1	京都府浄化槽の設置等に関する要綱他(各市長村も同様の運用) 京都市浄化槽取扱指導要綱	<p>同要綱第8条第1号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。</p> <p>同要綱第5条第1号：放流水が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所</p>
兵庫県	1	兵庫県浄化槽指導要綱 神戸市浄化槽指導要綱	<p>原則禁止。(土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるときは、この限りでない。)</p> <p>同要綱第4条第4号：浄化槽からの放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。</p>
奈良県		「奈良県浄化槽取扱いの手引き」で保健所等衛生部局と協議を行い承認を得ることとされているが、実質禁止。	全面禁止

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在) その3

都道府県名	地下浸透させる場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
和歌山県		建築基準法施行令第32条第2項の区域を指定していないため【建築基準法施行令第32条】 2. 特定行政庁が地下浸透方式により汚物(便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあつては雑排水を含む。次項及び第三十五条第一項において同じ。)を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。	全面禁止
岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
広島県	5	(竹原市)広島県放流水域に対する規制に順ずる。 (三原市)建築基準法施行令第32条第2項 (大竹市)大竹市浄化槽指導要綱 (北広島町)浄化槽法第1条 (神石高原町)事務処理上の運用	地下水の保全のため、地下浸透は認めていない。 禁止: 地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で規定する区域を特定行政庁が定めていないため放流先は環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。 公共用水域等の水質の保全(地下水の保全のため、地下浸透は認めていない) 地下浸透は認めない。
山口県		山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第5 放流水は、原則として地下に浸透させてはならないものとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
		下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱第9条	周辺に河川又は水路等の有効な放流先のない場合、放流水の地下浸透は、尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年7月14日建設省告示第1292号。)第5の2によるもののみこれを認める。
徳島県		徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領第6条	終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。
香川県		浄化槽に関する取扱要領(香川県)	
高知県	31	高知県浄化槽指導要綱	付近に適当な放流先がない場合に限る。処理方法等が高知県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準に適合するもの。
福岡県		福岡県浄化槽事務取扱要領	設置場所の要件として、適当な放流先があることとしている。
長崎県	2	長崎市(長崎市浄化槽指導要綱) 壱岐市(浄化槽放流の地下浸透規定について) H14年4月19日14廃対第44号, 14建第214号	長崎市(適当な放流水路がなく、かつ衛生上支障がない場合) 壱岐市(放流水の浸透地点から水平距離30M以内に、飲用に供する井戸が無いこと等)
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	・放流水は、地下浸透させないこと。ただし、知事が特別に認める場合を除く。
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (1)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿児島県		鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (イ) 浄化槽からの排水であること。 (ウ) 処理対象人員10人以下であること。 (エ) 浸透性土壌であること。 (オ) 飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこと。 (カ) 隣地から3m以上離れていること。 (キ) 地域の実状に即した構造とすること。
沖縄県		沖縄県浄化槽取扱要綱	原則禁止。他の放流方法が無く、蒸発散による処理がでない場合などに、要件を満たす浄化槽、地下浸透処理装置を設置することにより認める。

注) 数字は市町村数

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在)

都道府県名	蒸発散させる場合		
	規制の有無 (注)	根拠	規制条件
岩手県		「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」(県が届出等を受理する場合)	(規制条件) 事前協議により、地下浸透に係る安全性の確認
宮城県	1		管理に関する誓約書等
山形県	1	山形市生活排水処理対策指導要綱	蒸発散方式は認めていない
福島県	1		条件付き放流
茨城県		浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて(昭和62年7月10日付環境管理課長・建築指導課長通知)	設置条件及び処理装置の構造等の条件を満たしていること。
栃木県		那須塩原市浄化槽法流水の敷地内装置に関する指導基準	那須塩原市敷地内処理装置の設置場所・構造・水質基準
埼玉県		さいたま市浄化槽取扱指導要綱	認めない
千葉県		千葉県浄化槽取扱指導要綱	適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
岐阜県		現地機関あて通知	放流先が無いこと。現地機関による事前確認
滋賀県		滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第4号 市町浄化槽取扱要綱第4条第4号	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第4号】 浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり2㎡以上とすること。 【市町浄化槽取扱要綱第4条第4号】 浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり2㎡以上とすること。
大阪府	1		全面禁止
兵庫県		兵庫県浄化槽指導要綱	原則禁止。(土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるときは、この限りでない。)
奈良県		奈良県浄化槽取扱いの手引き」で保健所等衛生部局と協議を行い承認を得ることとされているが、実質禁止。	全面禁止
和歌山県		和歌山県浄化槽取扱要綱	全面禁止
岡山県		平成3年7月31日付け、県廃棄物対策室長から各保健所(支所)長あて事務連絡	放流同意等の取得できないもの(当時)について、地下に浸透しない構造のもののみ認める。
広島県	1	大竹市浄化槽指導要綱	環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。
香川県	1		ほとんど事例はないが、すべて蒸発するとは限らないため、放流先の確保を求めよう指導している。
愛媛県	1		西予市：ほとんど事例はないが、すべて蒸発するとは限らないため、放流先の確保を求めよう指導している。
熊本県	43	熊本県浄化槽取扱要項第14条 他(各市町村も同様の運用)	・蒸発散処理施設を設置するのに十分な敷地を有すること。 ・公衆衛生上支障がなく、有効な日照、通風等が得られる場所に設置すること。 ・蒸発散処理施設は、隣地境界から5メートル以上離れた場所に設置すること
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿児島県		鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (4) 浄化槽からの排水であること。 (9) 隣地から3m以上離れていること。 (1) 地域の実状に即した構造とすること。
沖縄県			他の放流方法がない場合。

注) 数字は市町村数

14. 放流水域に対する規制について

(平成24年12月末現在)

都道府県名	その他の放流方法		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	2	伊達市浄化槽指導指針 等	条件付き放流
青森県	1		放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
宮城県	4	富谷町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	管理者の許可 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等
福島県	2	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	特定地域に放流する場合、高度処理型浄化槽を設置することを義務づけている。
茨城県	3	浄化槽取扱指導要綱	管理者の許可
埼玉県		さいたま市浄化槽取扱指導要綱	認めない
千葉県		千葉県浄化槽取扱指導要綱	(貯留方式) 適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
	1	放流先の管理者が定める規則等	管理者の承諾
神奈川県		浄化槽指導要綱	必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること。
長野県	4	東御市浄化槽の設置に関する指導基準 他	・法令に基づき管理者との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。
岐阜県	1		管理者事前同意
愛知県	2		ため池施設管理団体等への放流同意書の提出
三重県	1	三重県浄化槽指導要綱、四日市市浄化槽指導要綱	(規制条件)放流先として公共用水域がない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
滋賀県	2	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 民法第221条	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【民法第221条】 土地の所有者は、その所有地の水を通わせるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。 2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。
			1
大阪府	1	松原市開発指導要綱	水利関係団体及び排水施設の管理者との協議
広島県	3	竹原市浄化槽取扱指導要綱 福山市浄化槽取扱指導要綱第5条第7項 大竹市浄化槽指導要綱	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。
山口県		山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第4 浄化槽の放流水(以下「放流水」という。)は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならないものとする。 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者に協議し、了解を得るものとする。
徳島県	1	管理組合同約	管理者の許可
長崎県	1	時津町(時津町浄化槽整備事業の実施に関する条例施行規則第2条条例第2条1項に規定する合併処理浄化槽とは、生物化学的酸素要求量 以下BODという 除去率90%以上、放流水のBODが日間平均値20ミリグラム/リットル以下の機能を有するものとする。ただし、水道水源の流域においては、放流水の総窒素濃度が20ミリグラム/リットル以下又は総磷濃度1ミリグラム/リットル以下の機能を有するものとする。)	水道水源の流域に放流する場合、高度処理型を設置することとしている。
熊本県	42	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
大分県		河川法第26条	管理者の許可
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次のこと。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該 水利権者と事前に協議を行うこと。 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
沖縄県			

注) 数字は市町村数

15. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	53	北海道、南幌町、由仁町、長沼町、秩父別町、雨竜町、沼田町、札幌市、江別市、千歳市、島牧村、喜茂別町、倶知安町、仁木町、室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、せたな町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、比布町、上川町、美瑛町、南富良野町、下川町、幌加内町、増毛町、初山別村、網走市、紋別市、美幌町、津別町、更別村、羅臼町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻町、幌延町、豊浦町、厚真町、音更町、広尾町、池田町、弟子屈町
青森県	4	青森市、十和田市、平内町、大鱒町
岩手県	12	岩手県、盛岡市、宮古市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、紫波町、西和賀町、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	3	名取市、柴田町、川崎町
秋田県	3	湯沢市、仙北市、能代市
山形県	6	鶴岡市、上山市、南陽市、中山町、川西町、小国町
福島県	13	二本松市、伊達市、田村市、玉川村、三春町、白河市、西郷村、矢吹町、会津若松市、喜多方市、金山町、下郷町、南会津町
茨城県	0	茨城県
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	0	群馬県
埼玉県	5	川越市、秩父市、越谷市、ときがわ町、小鹿野町
千葉県	2	千葉市、船橋市
東京都	1	八王子市(市町村設置)
神奈川県	3	横浜市、川崎市、山北町
新潟県	3	新潟県、新潟市、佐渡市、湯沢町
富山県	0	富山県
石川県	1	能登町
福井県	0	
山梨県	6	道志村、甲府市、北杜市、甲州市、甲斐市、山梨市
長野県	29	松本市、飯田市、須坂市、伊那市、大町市、千曲市、川上村、南牧村、南相木村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、阿智村、下條村、売木村、泰阜村、豊丘村、木曾町、木祖村、麻績村、生坂村、坂城町、高山村、小川村、山ノ内町、栄村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	1	豊橋市
三重県	6	松阪市、大台町、南伊勢町、大紀町、伊賀市、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	9	京都市、舞鶴市、綾部市、宇治市、京丹後市、南丹市、和束町、京丹波町、与謝野町
大阪府	1	高槻市
兵庫県	4	明石市、佐用町、朝来市、丹波市
奈良県	0	奈良県
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	5	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、若桜町、北栄町
島根県	0	
岡山県	2	岡山県、岡山市、倉敷市
広島県	10	呉市、竹原市、三原市、福山市、府中市、廿日市市、江田島市、府中町、熊野町、北広島町
山口県	3	山口県、下関市、萩市、長門市
徳島県	0	徳島県
香川県	1	香川県、高松市
愛媛県	7	宇和島市、伊予市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町
高知県	2	高知県、高知市、安芸市
福岡県	6	北九州市、大牟田市、朝倉市、みやま市、小竹町、香春町
佐賀県	0	佐賀県
長崎県	0	
熊本県	8	玉名市、菊池市、美里町、和水町、南関町、長洲町、南阿蘇村、苓北町
大分県	0	大分県
宮崎県	1	宮崎市
鹿児島県	0	鹿児島県
沖縄県	0	沖縄県
合計	265	

注) 都道府県数として定めているのは、17道県である。

15. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

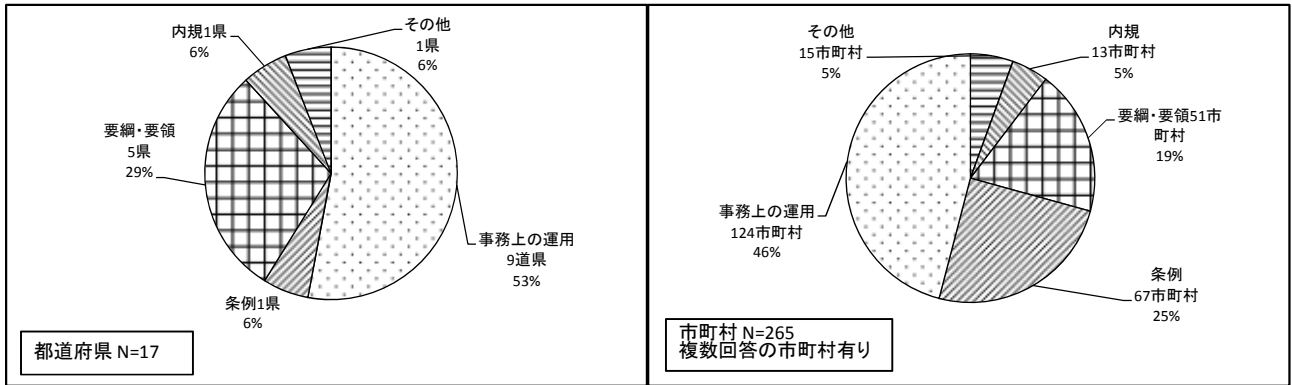


図1 浄化槽の休止に関する取り扱い状況（根拠法令）

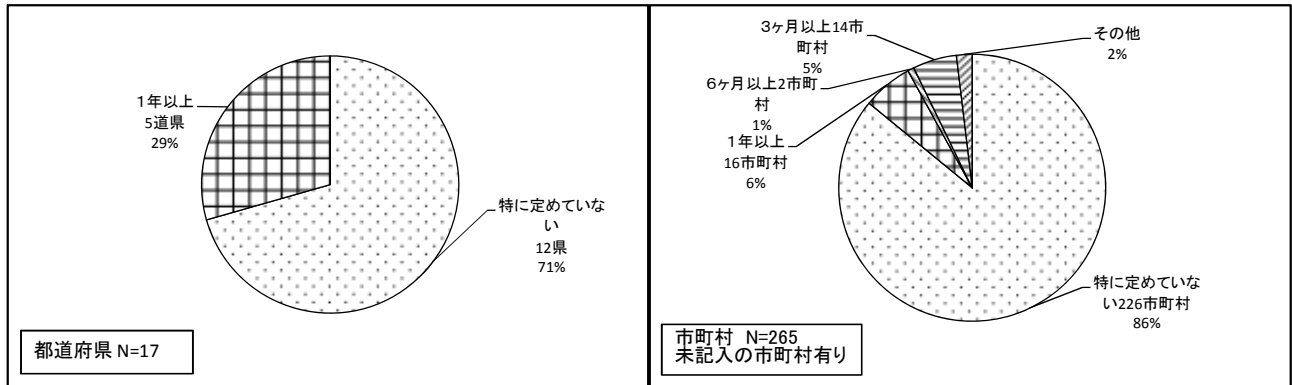


図2 浄化槽の休止に関する取り扱い状況（使用しない期間）

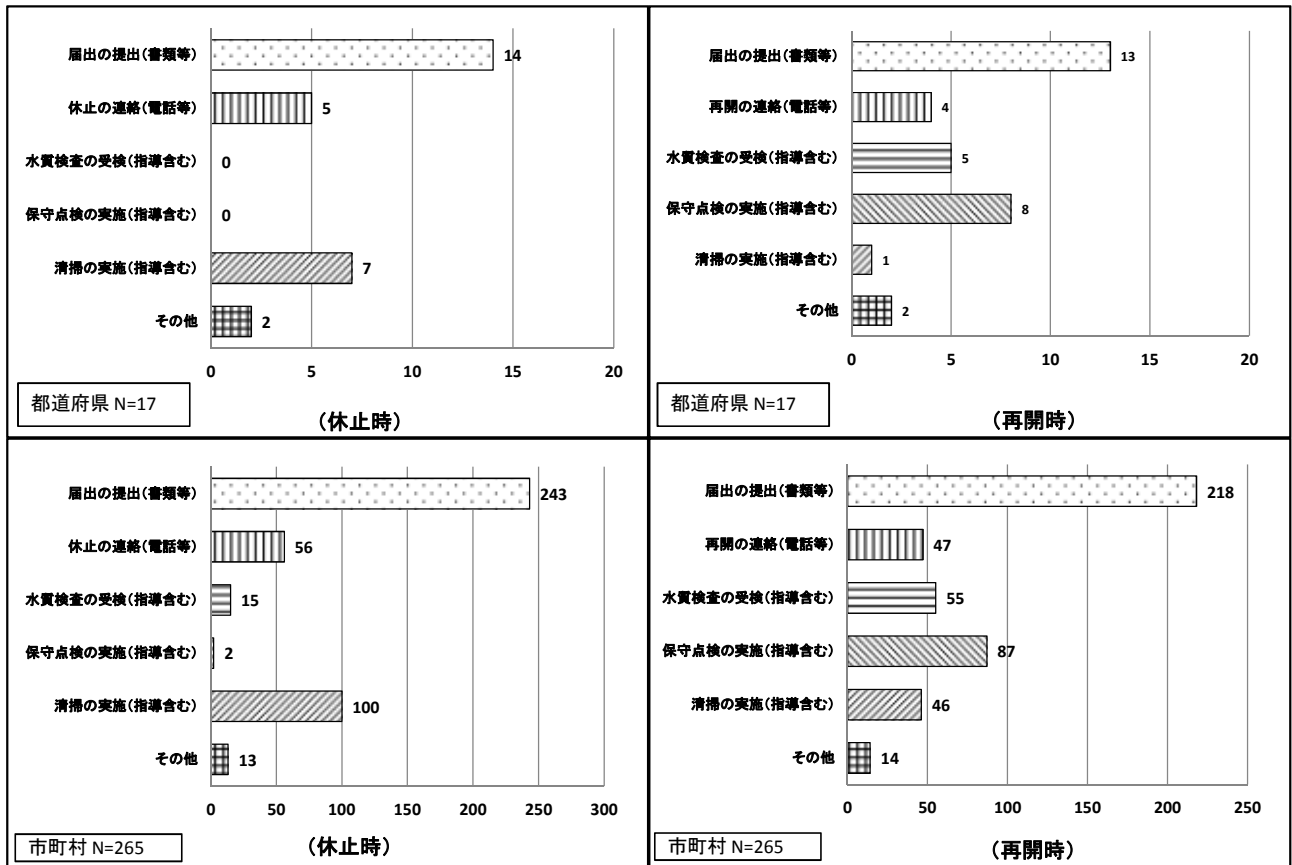


図3 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況（使用の休止時及び再開時の手続き及び措置）

16. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について

その1

(平成24年12月末現在)

都道府県名	浄化槽(国庫補助設置)の法定検査実施状況を把握している自治体 注)	
	市町村数	自治体名
北海道	91	夕張市、岩見沢市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、雨竜町、札幌市、江別市、千歳市、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七町、倶知安町、共和町、室蘭市、苫小牧市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、函館市、北斗市、松前町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、中川町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、北見市、紋別市、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、湧別町、滝上町、大空町、鹿追町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路市、浜中町、鶴居村、別海町、羅臼町
青森県	20	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、五戸町、田子町、南部町
岩手県	24	盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、山田町、岩泉町、軽米町、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	19	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	22	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	33	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
福島県	52	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村、大熊町、葛尾村、新地町、飯館村、郡山市、いわき市
茨城県	30	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、八千代町、境町、利根町
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市員町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	24	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
埼玉県	48	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町、宮代町、杉戸町
千葉県	52	千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	15	八王子市、町田市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、青梅市
神奈川県	21	相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	19	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、出雲崎町、粟島浦村
富山県	14	富山県、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町
石川県	1	石川県、金沢市
福井県	7	福井市、大野市、越前市、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	20	山梨県、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、忍野村、都留市、大月市、甲府市、甲斐市、北杜市、南アルプス市、韮崎市、身延町、南部町、富士川町、市川三郷町、山梨市、甲州市、西桂町、上野原市
長野県	68	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小川村、栄村
岐阜県	32	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、池田町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御高町、関市、美濃市、郡上市、瑞浪市、土岐市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市
静岡県	33	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町

16. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について

その2

(平成24年12月末現在)

都道府県名	浄化槽(国庫補助設置)の法定検査実施状況を把握している自治体 注)	
	市町村数	自治体名
愛知県	34	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、新城市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、田原市、愛西市、長久手市、東郷町、豊山町、扶桑町、蟹江町、飛島村、東浦町、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	23	三重県、桑名市、四日市市、菟野町、鈴鹿市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町、御浜町
滋賀県	12	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、日野町、竜王町、甲良町、多賀町
京都府	18	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	5	大阪府、枚方市、富田林市、河内長野市、大東市、阪南市
兵庫県	9	神戸市、姫路市、小野市、養父市、加古川市、佐用町、丹波市、宍粟市、多可町
奈良県	20	奈良市、十津川村、天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、平群町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、下市町、下北山村、東吉野村、生駒市、斑鳩町、大淀町、川上村
和歌山県	28	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	18	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	0	
岡山県	26	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、高梁市、井原市、笠岡市、浅口市、総社市、矢掛町、里庄町、新見市、倉敷市、津山市、真庭市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、美作市、新庄村、勝央町、西粟倉村
広島県	18	広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	11	徳島市、美馬市、三好市、佐那河内村、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、つるぎ町、東みよし町
香川県	17	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	20	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	34	高知県、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橘原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	51	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、春香町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	18	佐賀県、佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	21	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	40	熊本市、八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、上天草市、産山村
大分県	17	大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	26	宮崎市、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	40	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、西之表市、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町
沖縄県	11	沖縄県、那覇市、浦添市、豊見城市、南城市、宮古島市、宜野座村、恩納村、伊江村、西原町、中城村、南風原町
合計	1,205	

注) 一部把握も含む

17. 災害時等における協定締結状況

(平成24年12月末現在)

都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
秋田県	仙北市	仙北市汚泥再生処理センター利用組合	H22.11.29～H25.3.31	災害等発生時における生し尿及び浄化槽汚泥処理等の応援に関する協定
山形県	酒田市	民間企業	H24.3.26～H29.3.25	・浄化槽汚泥の収集運搬等 ・浄化槽の点検及び管理
神奈川県	大和市	大和市一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、し尿収集車両を保有する事業者	H19.1.1～	災害時での、し尿収集車両を用いた応援協力
新潟県	上越市	新潟県浄化槽整備協会上越支部	H17.2.16～	・目的(地震、風水害等の災害が発生した場合に、災害時の応急対策等に協力すること) ・災害時の応急対策(業務内容:し尿、浄化槽汚泥の収集運搬、その他は協議の上決定する) ・体制の整備(災害機材の確保:車両、資材、労力等) ・費用の負担(災害時の協力依頼に要する費用は新潟県浄化槽整備協会上越支部の負担とするが、長期間に及ぶ場合は協議する)
山梨県	昭和町	山梨県環境整備事業協同組合	H24.4.1～H25.3.31 (疑義無き場合は1年間更新で以後も同様)	昭和町許可業者に事故があった場合、昭和町が組合に対し、人員及び機材の調達要請
岐阜県	川辺町	加茂水道工業(株)	1年ごとに更新	浄化槽も含めた、下水道施設の応急復旧(メインは公共下水道)
	岐阜県	岐阜県環境整備事業協同組合	H15.5.1～	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬の無償支援協定(当初の緊急対応は、県からの依頼に基づき無償で実施。)
愛知県	県内全市町村	県内全市町村及び一部事務組合	なし	し尿及びごみ処理に関する相互応援
	一宮市	西尾張環境協議会	なし	災害時において、廃棄物の処理(収集運搬、撤去)への協力を要請する
	半田市	半田衛生事業組合	なし	し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物の収集並びに運搬に関する協力
	半田市	三河、知多清掃施設連絡協議会所属団体	なし	し尿及びごみ処理に関する相互援助活動
	清須市	市が許可する清掃業者3社	なし	地震や水害などの災害時における優先的なし尿の収集運搬。費用については、初期活動期間(相互間で協議決定)のみ無償。それ以降は災害発生直前の適正価格。
大阪府	岸和田市	岸和田環境整備事業協同組合	平成19年10月3日～	災害時のごみ及びし尿の収集運搬の支援
	寝屋川市	枚方市	平成16年4月23日～	し尿等の一般廃棄物処理施設が故障、事故等による緊急事態に陥り、他の協定市の施設の支援を必要とする場合。
島根県	-	島根県環境保全協会	H19.3.14～	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定
	-	島根県環境整備事業協同組合	H19.3.14～	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定
岡山県	-	岡山県環境整備事業協同組合	定めなし	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等大規模な災害が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、県が組合に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めたもの(22年7月締結)
広島県	庄原市	し尿処理業	5年間	浄化槽汚泥の収集運搬
香川県	-	香川県浄化槽協会	H18.11.13～	(1)浄化槽に関する県民相談の実施 (2)浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (3)市町が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの提供
愛媛県	松山市	中予浄化槽管理協同組合 松山衛生事業協同組合	H23.2.17～	仮設トイレの設置及び撤去、緊急し尿収集
高知県	梼原町	環境自治体会議参加自治体	H24.6.1～	会議参加53自治体のうち、30市町村。浄化槽に限らず食料、飲料水、資機材の提供、ボランティア派遣、救援、医療、防疫、職員派遣などの支援。
福岡県	太宰府市	福岡市、春日市、大野城市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H14.4.1～	災害時における一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥含む。))及びごみの円滑な処理を行う。
	志免町	福岡市、古賀市、宇美町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	H12.12.25～ (この協定の改廃は、締結した市町等の長の協議により行う)	災害時における一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む。))及びごみの円滑な処理を行うため、災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して協力要請する。
佐賀県	唐津市	唐津市浄化槽PFI(株)	H21.3.25～H31.3.31	PFI事業契約相手方である、唐津市浄化槽PFI(株)と締結した特定事業契約書の第21条第5項において、設置工事におけるリスクの分担について、『契約解除の事由とならない程度の、工事期間中における自然災害による設備損壊に係る責任は、乙が負うものとする。』と明記。
熊本県	玉東町	社団法人熊本県産業廃棄物協会	H23.10.1～	災害時における廃棄物処理等の支援活動
大分県	豊後大野市	株式会社豊肥環境センター	H24.2.24～	被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬